

2023/6/17

京都弁護士会シンポジウム

『ケイザイアンポ』ってナンボのもん？ ～安保三文書を
混ざって危険な経済安全保障法（経済安保法）～
許すな！軍事大国化！ 参考資料

安保三文書と土地規制法と 特定秘密保護法施行 の現段階

海渡雄一

（日弁連 秘密保護法・
共謀罪対策本部 副本部長）

**第1 安倍・菅・岸
田政権による、とめ
どない軍備拡大と
戦争国家体制の
構築**



**戦争が廊下の奥に立ってゐた
渡辺白泉
(1939)**

2012年末第2次安倍政権後 戦争遂行体制を地域の中につくりだそうとする 戦争体制準備の法案が次々につくられている

- 13年には特定秘密保護法、
- 15年には集団的自衛権を認める平和安全保障法制、
- 17年には共謀罪法
- 20年には学術会議6人の委員の任命拒否
- 21年にはデジタル監視法と重要土地規制法
- 22年には警察庁にサイバー局が設置され、経済安保法が成立
- 23年には軍拡予算確保法案と防衛省装備品（武器）の開発・生産基盤強化法案が国会に提出され、参院で攻防を繰り返している。
- このような監視社会化を進める一連の法制度は、プライバシーの危機であり、表現の自由を萎縮させ、民主主義の危機をもたらします。

歴史に学ぶ

- ・ イギリス首相 W.チャーチル 「歴史から教訓を学ばぬ者は、過ちを繰り返して亡びる」
- ・ ドイツ宰相 O.ビスマルク 「愚者は経験に学び、賢者は歴史に学ぶ」
- ・ 前漢博士 賈誼(かぎ) 「前車の覆るを後車の諫めと成す」(「漢書」賈誼伝)
- ・ 日本首相 吉田茂 「歴史に学べ。それにより人の行動が読める。何が違って、何が変わっていないかがわかる。」

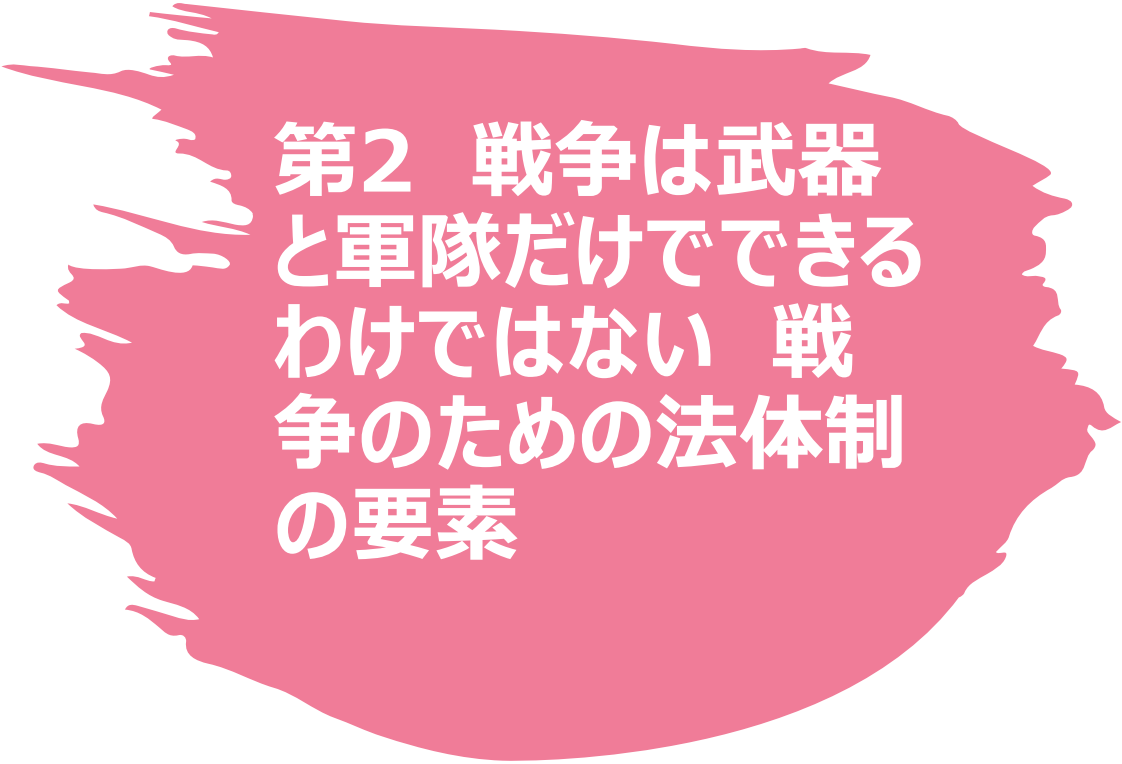


海渡雄一著「戦争をする国の作り方」(2017 彩流社)

3/15/2024

歴史に学ばぬ安倍・菅・岸田自民党政権

- 1931年満州事変 中国軍によって満鉄線が爆破されたとされたが、関東軍の自爆・謀略だった。
- このことは終戦まで隠された。メディア幹部は知っていたが、国と一緒に隠した。
- 高市元総務大臣は、放送を国のコントロールのもとに置こうとしている
- ベトナム戦争・トンキン湾事件の二回目の砲撃は米軍の謀略だった。
- しかし、このことは、エルズバーグ氏・NYタイムスによってペンタゴンペーパーが暴露されるまで、秘密とされた。

A large, irregular pink brushstroke shape on a white background, containing the main title text.

第2 戦争は武器 と軍隊だけでできる わけではない 戦 争のための法体制 の要素

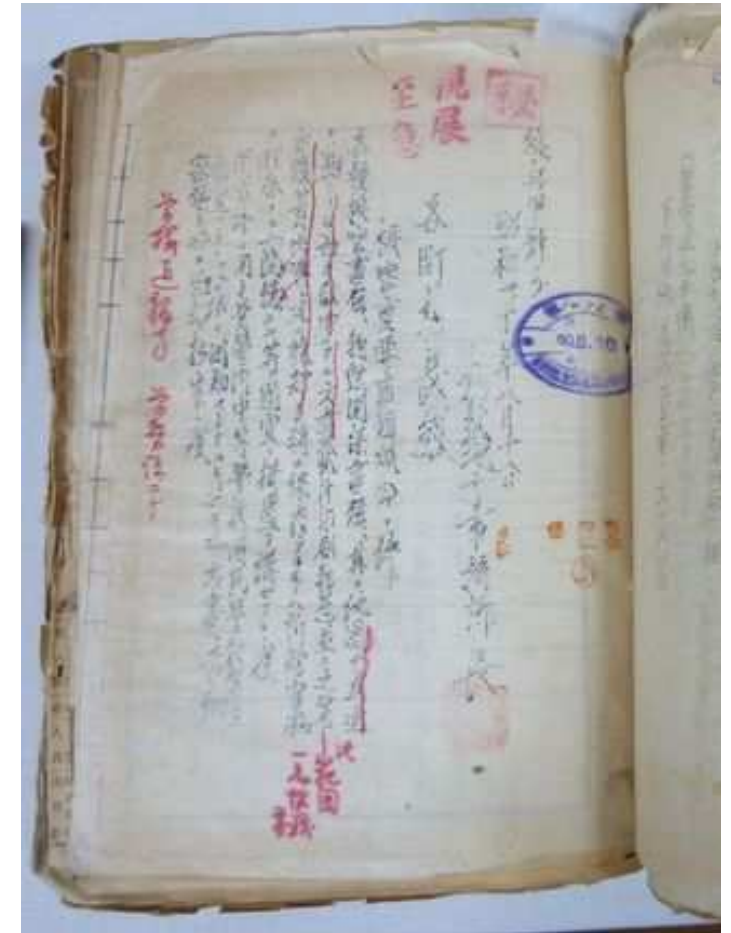
- ・ ▶戦争を行う主体をつくる（大本営→**国家安全保障会議**）
- ・ ▶戦争に反対する勢力を無力化する治安法制が整備され、戦争に反対する諸勢力が非合法化・あるいは活動を大きく制限される（治安維持法→**新共謀罪**）
- ・ ▶一般国民を戦争に協力させるための、思想・道徳の徹底のための教育がなされる（教育勅語・軍事教練・靖国神社→**日の丸君が代強制・道徳教育**）
- ・ ▶戦争のためにすべての物質的・社会的資源を動員することのできる法制度が整備される（国家総動員法、徴兵制度→**有事法制・自民党改憲草案国家緊急権条項・経済安保法**）
- ・ ▶戦争の準備の過程と戦意の高揚のために不都合な情報は隠ぺいできる情報管理体制を確立する（軍機保護法・国防保安法・要塞地帯法→**特定秘密保護法・重要土地規制法・武器開発生産基盤強化法案**）
- ・ ▶国民を戦争に誘導する情報が選別されて提供されるような報道の統制がなされ、市民が相互に監視し、国家が直接市民を監視できるシステム・仕組みが整備されること（報道出版の検閲統制・内閣情報局→**報道機関に対する脅しとキャスター外し、総務大臣の停波発言、NHK人事への介入、デジタル監視法の制定、＜内閣情報局の設立＞**）

ポツダム宣言の受諾は日本政府の非武装化を意味した

- カイロ宣言の条項は履行されるべきであり、又日本国の主権は本州、北海道、九州及び四国ならびに我々の決定する諸小島に限られなければならない。
- 我々の意志は日本人を民族として奴隷化しまた日本国民を滅亡させようとするものではないが、**日本における捕虜虐待を含む一切の戦争犯罪人は処罰されるべきである。日本政府は日本国国民における民主主義的傾向の復活を強化し、これを妨げるあらゆる障碍は排除するべきであり、言論、宗教及び思想の自由並びに基本的人権の尊重は確立されるべきである。**
- 日本は経済復興し、課された賠償の義務を履行するための生産手段、**戦争と再軍備に関わらないものが保有出来る。**また将来的には国際貿易に復帰が許可される。
- **日本国国民が自由に表明した意志による平和的傾向の責任ある政府の樹立を求める。**この項目並びにすでに記載した条件が達成された場合に占領軍は撤退するべきである。
- 我々は日本政府が全日本軍の即時無条件降伏を宣言し、またその行動について日本政府が十分に保障することを求める。これ以外の選択肢は迅速且つ完全なる壊滅があるのみである

ポツダム宣言を受けて日本政府 がやったことは、機密重要書類の 焼却であった。

- 政府は1945年8月14日に、ポツダム宣言を受諾したが、同日「機密重要書類焼却の件」を閣議決定した。
- 戦争はなかったものにしようと、戦争に関する一切の資料を焼却して、戦争を歴史から消し去ろうとした。軍と官僚による戦争の証拠隠滅である。占領軍GHQの調査が始まるまえに、焼却を急いだのである。そして、軍関係、裁判所、町村役場、学校、地域では、数日をかけて重要書類を焼却、廃棄した。
- 治安維持法違反事件の判決なども焼却された。
- 9月2日米艦ミズーリ号上において重光葵外相が降伏文書に調印した。



戦前の法制で廃止するものの説明

- 一、政治的、公民的、宗教的自由に対する制限並に種族、国籍、信教乃至政見を理由とする差別を除去する為日本帝国政府は
 - a、左の一切の法律、勅令、命令、条例、規則の一切の条項を廃止し且直に其の適用を停止すべし
 - （一）思想、宗教、集会及言論の自由に対する制限を設定し又は之を維持せんとするもの 天皇、国体及日本帝国政府に関する無制限なる討議を含む
 - （二）情報の蒐集及公布に関する制限を設定し又は之を維持せんとするもの
 - （三）其の字句又は其の適用に依り種族、国籍、信教乃至政見を理由として何人かの有利又は不利に不平等なる取扱ひを為すもの

治安維持法・予防拘禁制度と軍機保護法・国防保安法、宗教団体が廃止された

- b、前項 a に規定する諸法令は左記を含むも右に限定せられず
- **(1) 治安維持法**
- (2) 思想犯保護観察法 (3) 施行令
- (4) 保護観察所官制
- (5) 予防拘禁手続令 (6) 予防拘禁処遇令
- **(7) 国防保安法** (8) 施行令
- (9) 治安維持法の下に於ける弁護士指定規程
- (10) 軍用資源秘密保護法 (11) 施行令 (12) 施行規則
- **(13) 軍機保護法** (14) 施行規則
- **(15) 宗教団体会法**
- (16) 前記法律を改正、補足若くは執行するための一切の法律、勅令、命令、条例及規則

G H Q 5大改革指令

- 1945年10月11日、連合国軍最高司令官ダグラス・マッカーサーは当時の首相幣原喜重郎に対し、五大改革指令を命じた。その内容は次の通り。
- **秘密警察の廃止**
- **労働組合の結成奨励**
- 婦人解放（家父長制の廃止）
- 学校教育の自由化
- 経済の民主化であった。（財閥の解体、農地の解放などが含まれる）

第3 防衛三文書の制定と軍備拡大 二法が目指す軍事国家への途

先行していた南西諸島の軍事化



2022.12.16 「国家安全保障 戦略」「国家防 衛戦略」「防衛 力整備計画」閣 議決定される



- 反撃能力（敵基地攻撃能力）の保有
- 長射程ミサイルの増強
- 防衛力強化に向けて2023年度から5年間の防衛費を約43兆円に増額する。
- 中国の軍事動向は「最大の挑戦」と位置付ける。→仮想敵国視
- 北朝鮮や中国による高性能ミサイルの開発を念頭に、従来の弾道ミサイル防衛体制では対応できないと指摘。相手国のミサイル発射拠点などをたたき反撃能力を保有する必要性を訴える。防衛費と関連経費を合わせた予算水準について、国内総生産（GDP）比2%を目指す。

- 
- 反撃能力(敵基地攻撃能力)について、日本への武力攻撃が発生した場合、武力行使の3要件に基づき、攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の措置として発動する。
 - 米国と協力して対処する。
 - サイバー攻撃を未然に防ぐため「能動的サイバー防御」を導入する。
 - 防衛装備品の輸出拡大ヘルールの見直しを検討する。
 - 台湾海峡の平和と安定の重要性を指摘する。
 - 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、同盟国・同志国との関係強化を打ち出す。

2021.12.23共同通信 石井暁専任編集委員による大スクープ

- **自衛隊と米軍が、台湾有事を想定した新たな日米共同作戦計画の原案を策定したことが分かった。**
- **有事の初動段階で、米海兵隊が鹿児島県から沖縄県の南西諸島に臨時の攻撃用軍事拠点を置くとしており、住民が戦闘に巻き込まれる可能性が高い。**
- **年明けに見込まれる外務・防衛担当閣僚による日米安全保障協議委員会＝「2プラス2」で正式な計画策定に向けた作業開始に合意する見通し**



2021年12月24日付 沖縄タイムス／琉球新報

琉球弧の島々で 米軍と自衛隊が機動展開する

- 2022年8月、ペロシ米下院議長が台湾を訪れた直後から、中国軍が大規模な軍事演習を開始。事実上の停戦ラインである中国と台湾の間に引かれた中間線を越えて、戦闘機や海軍の艦艇が、どんどん台湾側に入るようになった。
- 同じ8月には、米陸軍が陸上自衛隊と台湾有事を想定した対艦訓練、つまり中国の艦艇を攻撃する訓練を奄美大島で行った。
- 海兵隊と陸軍がハイマースというロケットシステムを持って、南西諸島の島々に展開して、自衛隊に協力してもらいながら戦う作戦計画となっている。



琉球弧の島々で 米軍と自衛隊が 機動展開する

- 2022年8月、ペロシ米下院議長が台湾を訪れた直後から、中国軍が大規模な軍事演習を開始。事実上の停戦ラインである中国と台湾の間に引かれた中間線を越えて、戦闘機や海軍の艦艇が、どんどん台湾側に入るようになった。
- 同じ8月には、米陸軍が陸上自衛隊と台湾有事を想定した対艦訓練、つまり中国の艦艇を攻撃する訓練を奄美大島で行った。
- 海兵隊と陸軍がハイマースというロケットシステムを持って、南西諸島の島々に展開して、自衛隊に協力してもらいながら戦う作戦計画となっている。

住民の安全と生命が ないがしろにされている

- 共同通信の石井暁・専任編集委員は解説記事の中で「南西諸島の島々を臨時の軍事拠点にする共同作戦計画は米軍の強い要求に基づくもの」と強調している。
- 21年夏頃から米軍は自衛隊に対し、「日米間の政治的プロセスは待てられない」として一層強硬な姿勢に出るようになったという。
- こうした動きに対し、石井氏は「米中対立のはざまで法的根拠があいまいなまま住民の安全をないがしろにすることは許されない」と記している。



軍拡予算を固定 化する防衛財源 確保法案

**防衛財源確保特措法案で与野党
が激突しています。**

**「防衛財源確保法案」は、大軍拡
の財源となる「防衛力強化資金」と
いう基金を創設し、大軍拡予算を
固定化するための法案です。**

防衛財源確保法案の概要

- 財源に充てる税外収入をためる「防衛力強化資金」の設置を盛った。特別会計の剰余金など約1.5兆円の税外収入を特例的に確保する規定も明記した。これらを防衛費の増額に充てれば、他の経費の財源は減る。政府の債務が膨らむ恐れもある。
- 病院を運営する2つの独立行政法人の積立金から、計746億円を本来より前倒しで国庫に返納させる。政府の投融资を管理する「財政投融资特別会計」から2000億円、為替介入に備える「外国為替資金特別会計」から1.2兆円を一般会計に繰り入れる。
- これらを防衛力強化資金にため、複数年度かけて使う。法案で手当てする1.5兆円とは別に、政府は国有財産売却などで3.1兆円ほどの税外収入の確保も見込む。計4.6兆円のうち2023年度に1.2兆円を使い、残りは24年度以降の防衛費の増額分に充てる。

**武器・兵器産業の
開発生産基盤強
化法案
＝企業版秘密保
護法案は参議院
で審議中**

・「防衛生産基盤強化法案」（＝軍需産業国有化法案＝武器輸出支援法案＝企業版秘密保護法案）は、軍需産業に材料の調達先を明らかにさせ、武器輸出などへの財政支援と融資を行い、それでも経営が維持できないときには国有化するところにまで踏み込むものです。国が全力で軍需産業を支える仕組みをつくろうとしています。

・また、武器の開発製造に関して民間企業の従業員にも厳しい守秘義務を課し、違反には刑事罰を課そうとしています。まさに、企業版秘密保護法案と言えます。

武器製造業についてサプライチェーンまで国に報告する努力義務が課される

- ・ 第2に、任務に不可欠な兵器を製造する企業に対して、**サプライチェーン調査**（第8条）を定め、調査により、防衛省がサプライチェーンリスクを直接把握できるようにするとされる。企業は防衛省の調査に対して回答の努力義務を負い、**企業の調達先を国が直接把握するシステムを構築しようとしている**。そして、この調査の結果を以下の措置にも活用し、基盤の強化を図るとしている。

武器産業に金をつぎ込む

- 第3に、兵器の製造に資する企業の取組について、サプライヤーも含め、経費を直接的に支払うことを可能とする。そのことにより、様々なリスクへの対応や兵器生産基盤の維持・強化を図るとしている。そして、**基盤強化の措置**（第4条～第7条）として、防衛省は、防衛大臣から計画の認定を受けた事業者に対して、
 - ①供給網の強靱化（サプライチェーン）、
 - ②製造工程効率化、
 - ③サイバーセキュリティ強化
 - ④事業承継等についての経費を直接支払うことができる。
- 装備移転円滑化措置（第9条～第25条）として、防衛省が、装備品等の仕様・性能等を変更する費用に対して助成金を交付するシステムを構築するとしている。さらに、装備品製造等事業者に対して、日本政策金融公庫による貸付けについての配慮をすることとしている（第26条）。
- **兵器生産企業に対する国の直接・間接の資金供与を可能にする仕組みをつくらうとしている。**

杉原浩司氏(NAJAT)が参院で参考人として公述
「“死の商人”国家への墮落だ」

- ・ **山添拓・参院議員(共産)**は、国会に参考人として招致された**杉原浩司氏(NAJAT)**の言葉を引用しながら、防衛省が次世代戦闘機をはじめ、殺傷能力のある兵器の輸出に舵を切ろうとしていると批判しました。



製造施設等の国による保有

- ・第4に、製造施設等の国による保有について規定し（第29条～第33条）、上記の措置を講じてもなお、他に手段がない場合、国自身が製造施設等を保有し、企業に管理・運営させることを可能とするとしている。兵器の国産政策を維持するため、倒産しかかっている兵器産業を国有化しようというのである。

これは「企業版秘密保護法」だ

- 第5に、武器製造契約における秘密の保全措置について規定し、兵器等の機微情報の保全を強化するとしている（第27条、第28条）。
 - 「装備品等秘密の取扱いの業務に従事する従業者は、その業務に関して知り得た装備品等秘密を漏らしてはならない。装備品等秘密の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同様とする。」と定め、企業の従業員にも法的な守秘義務を課している。
 - 法案37条は、サプライチェーンについて報告又は資料の提出の求めに係る事務に関して知り得た秘密を正当な理由がなく漏らし、又は盗用した者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処することとしている。
 - 法案38条は、装備移転支援業務に関して知り得た秘密を漏らし又は盗用した者と装備品等秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処するという刑事罰を定めている。
 - このような法制度は、処罰の対象とされる「装備品等秘密」の要件が、極めてあいまいであり、国の特定秘密保護制度を兵器産業従事者にまで拡大するものであって、「企業版秘密保護法」を制定しようとするものにほかならない。

国民の知る権利と表現の自由、ひいては我が国の民主主義を危機へと導く「企業版秘密保護法」の制定に強く反対する。

- ・現在、政府が防衛3文書により大軍拡を図る方針を明らかにしている中で、その当否をめぐる国民的な討論が必要である。防衛省が調達している兵器についても、その必要性が厳しく吟味されなければならない。
- ・ところが、法案は、**防衛省が調達している兵器技術の内容を秘密にし、これに関する国民的な討論を著しく萎縮させる効果を持っている。**国民の知る権利と表現の自由、ひいては我が国の民主主義を危機へと導く「企業版秘密保護法」である。
- ・しかし、衆院では立憲民主党はこの制定に賛成してしまった。
- ・参院の立憲民主党に、法案に強く反対するするように、声を届けよう。

第4 土地規制法
(2021)は、日米共
同軍事作戦への反対
を抑え込む住民監視
が目的だった



時間は前後しているが、土地規制法と経済安保法は国家安全保障戦略の策定により、対中戦略の手段であることが明確となった。

- ・「国家安全保障戦略」では、「自衛隊、米軍等の円滑な活動の確保のために、・・・安定的かつ柔軟な電波利用の確保、民間施設等によって自衛隊の施設や活動に否定的な影響が及ばないようにするための措置をとる」と、さらに「原子力発電所等の重要な生活関連施設の安全確保対策、国境離島への不法上陸事案対策等に関し、武力攻撃事態のほか、それには至らない様々な態様・段階の危機にも切れ目なく的確に対処できるようにする」と記載されている

これは要塞地帯法の再来だ



政府は2020年には立法事実を否定

- ・ ▶この法案の提出に至ったきっかけは、外国の基地周辺や国境離島での土地取得に規制を求める自治体議員や自民党議員の要望であった。
- ・ ▶しかし実際には外国人の土地取得によって基地機能が阻害される事実（立法事実）が存在しないことが明らかになっている(2020年2月25日衆院予算委員会第8分科会)。

土地規制法の根本問題はすべての要件があいまいだったこと→国家安全保障戦略によって、意味内容が事後的に充填された

- ▶ 土地規制法は、法案中の概念や定義が曖昧で政府の裁量でどのようにも解釈できるものになっている。まず、注視区域指定の要件である「重要施設」のうちの「生活関連施設」とは何をさすのかは政令で定める。
- ▶ 「重要施設」の「機能を阻害する行為」とはどのような行為なのかも政府が定める基本方針に委ねている。
- ▶ 重要施設には自衛隊と米軍、海上保安庁の施設だけでなく、「その機能を阻害する行為が行われた場合に国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずる恐れのあるもので、政令で指定するもの」を含むとされている。
- ▶ 原発などの発電所、情報通信施設、金融、航空、鉄道、ガス、医療、水道など、主要な重要インフラは何でも入りうる法律となっている。

対象者の何を調べるのか？ どんなことが勧告命令されるのか？ 何をすれば犯罪に問われるのか？ 全てが闇に包まれている。

- ・ ▶ 調査の対象者のどのような情報を調べるのかについても政令に委任されている。
- ・ ▶ 調査において情報提供を求める対象者としての「その他関係者」とは誰か、
- ・ ▶ 勧告・命令の内容である「その他必要な措置をとるべき旨」とはどのような行為を指すのかについて、政令で定めるという規定すらなく総理大臣の判断に委ねられている。

▶ このように刑罰を構成する要件規定が法律に明示されないということは、刑事法の基本原則すら満していないものであり、刑罰の構成要件の明確性を求めている憲法31条、自由権規約9条にも違反するものであるといわなければならない。

所有者や居住者だけでなく、「関係者」に密告を義務付け、地域や活動の分断をもたらす

- ・ ▶ 法 8 条は「重要施設」周辺や国境離島の土地・建物の所有者や利用者の利用状況を調査するために、「利用者その他の関係者」に情報提供を義務付けている。「関係者」は従わなければ処罰されるので、自らに関する情報を無理やり提供させられる基地や原発の監視活動や抗議活動をする隣人・知人や活動協力者の個人情報を提供せざるを得なくなる。
- ・ ▶ これは地域や市民活動を分断するものであり、市民活動が著しく萎縮する可能性がある。
- ・ ▶ このような法案は、憲法19条と自由権規約18条が絶対的なものとして保障している思想・良心の自由を侵害する。

平和憲法によって禁じられてきた軍事目的の強制的な土地収用が事実上可能に

- ▶ 法11条によれば、勧告や命令に従うとその土地の利用に著しい支障が生じる場合、総理大臣が買取りを求めることができる。
- ▶ 命令に従わなければ処罰されるとなれば、やむなく買取りに従わざるを得ないのであれば、これは重要施設周辺の土地の事実上の強制収用である。
- ▶ 土地収用法は戦前の軍事体制の反省に立ち、平和主義の見地から、土地収用事業の対象に軍事目的を含めていなかった。軍事的な必要性から私権を制限する法案は憲法前文と9条によって保障された平和主義に反し、さらには憲法29条によって保障された財産権をも侵害するものである。

政府は基地周辺の座り込みなどは監視対象にするつもりはないというけれど・・

沖縄国際大学の屋上から普天間基地を見渡す。住宅密集地が隣接している。海渡雄一撮影2017年11月
国際親権法学会沖縄大会のスタディツアーにて

- 基地建設反対や基地監視などの活動、原発再稼働反対の活動などについて、政府は単なる座り込みを続けている場合には適用がないと小此木担当大臣は答弁した。



内閣官房が法案の作成過程で、内閣法制局の審査や
政府の見解を踏まえてまとめた法案説明資料を入手
重要施設に対する機能阻害行為の例示

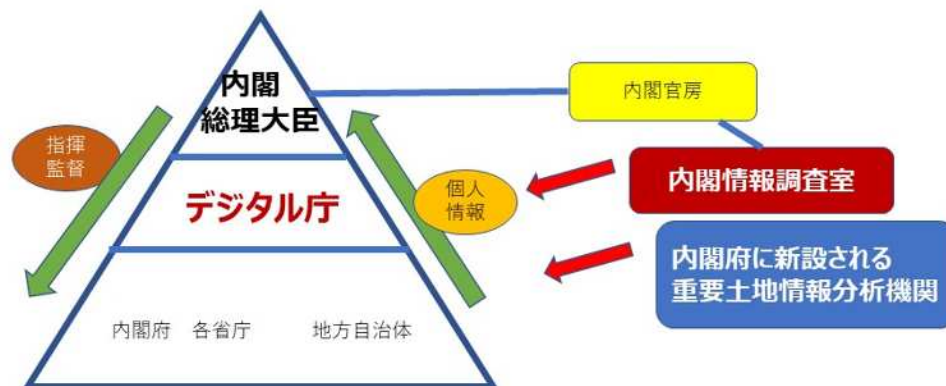
- ①継続的な高所からの監視・盗聴など
- ②周囲の送電線、水道管などを破壊し、施設へのライフライン供給を
阻害
- ③坑道の掘削、施設地下への侵入・攻撃
- ④銃器による攻撃
- ⑤電波妨害（ジャミング）

国境離島についての 機能阻害行為の例示

- ⑥領海の基準となる海岸線（低潮線）や、付近の土地などの大規模な破壊、形質変更/「領海を消失し、我が国の主権が著しく害される」と強調。
- ⑦領海などの保全・利用に関し、活動拠点の基礎となる施設への攻撃など/その対象施設には島内の防衛関係施設や空港、港湾などを想定し、「攻撃が行われた場合、代替性がなく重要な機能を維持できなくなる」と指摘した。
- ⑧離島などの社会経済活動の阻害による活動拠点の無力化
- /「我が国の重大な利益を害する目的を持った者」による大規模な土地取得を挙げて、現地の地域コミュニティの存立が脅かされ、領海の保全・活用などが阻害される。

土地規制法も、内閣総理大臣を情報の集約点としている。
内閣に置かれる内調・デジタル庁、内閣府に置かれる重要土地に関する情報の分析機関などは、連携して**中央国家情報機関 = JCIA**を目指しているように見える。

デジタル監視法案と重要土地規制法案を立案した者の頭の中にあった本当の組織構成は？



総理大臣の判断により「その他の協力」の名目で自治体に無限定的な協力を求められる

- ・土地規制法22条には「内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、資料の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる」と定められている。**
- ・国が対等であるはずの地方自治体を下請け機関のように従わせることができる内容となっている。**

2023年5月ついに沖縄の島々が地域指定へ 川内原発も地域指定された

- ・ 2021年の国会で成立した土地規制法は2022年9月から完全施行された。政府は、パブリックコメントによせられた市民の意見を完全に無視した。区域指定について関係地方公共団体からの意見聴取をすることとなっていたが、尊重の規定はなく、最近の政府ヒアリングでは、自治体に聞くのは線引きについての意見だけと切り捨てた。
 - ・ 基本方針では機能阻害行為については、7つの類型を例示しているが、例示に過ぎず、これらの例示にあたらなくても機能阻害行為になると述べている。
 - ・ 政府は、5月12日、土地等利用状況審議会に対し、第2回目指定対象として、1都9県の注視区域121カ所、及び特別注視区域40カ所を提示し、審議会はこれをすべて了承した。今後政府は関係地方自治体に説明と意見聴取を行い、8～9月ごろ正式に指定する方針である。
- 今回の候補区域は、前記のとおり合計161カ所である。初回指定がそれぞれ28カ所ずつの合計58カ所であったから、指定のペースはあがっている。報道によれば、政府は2024年秋ごろまでに全国で計約600カ所を指定する方針ということである。鹿児島県内の自衛隊施設のほとんどすべてが対象となり、奄美大島、沖縄本島、宮古、石垣、与那国の南西諸島のミサイル基地や弾薬庫が指定対象となった。鹿児島県川内市にある九州電力川内原子力発電所も指定された。土地規制法が、日米共同軍事作戦への反対を抑え込む住民監視が目的であることが明確となってきた。土地規制法の廃止を求め続けなければならない。

奄美大島、沖縄本島、宮古、石垣、与那国の南西諸島のミサイル基地や弾薬庫が指定対象

- ・ 鹿児島以南が、特別注視区域は20カ所と半数を占め、注視区域は約7割の84カ所にのぼっている。報道によれば、国境離島の指定は今回で終了するとされ、この地域に未指定の国境離島が多く存在することから指定候補地数が多くなったという側面はあるとしても、鹿児島県内の自衛隊施設のほとんどすべてが対象となり、奄美大島、沖縄本島、宮古、石垣、与那国の南西諸島のミサイル基地や弾薬庫が指定対象となった。さらに、今回初めて「生活関連施設」としての原子力施設が指定されたが、指定されたのは鹿児島県川内市にある九州電力川内原子力発電所だけである。このように、今回の指定は、「台湾有事」を煽ることで軍拡をすすめ、「台湾有事」が発生した場合に、最前線となる南西地域の自衛隊施設周辺を自衛隊の活動に「妨害」が生じないようにしようとするものである。

土地等利用状況審議会は飾り物のままでよいのか？

- 土地等利用状況審議会は、区域指定に対して、市民の権利が不当に侵害されないよう、慎重に審議し、意見を言う役割がある。しかし、審議会当日に161カ所もの候補地を初めて示されて、即座に同意を与えてしまっている。審議会委員には市民の権利が不当に侵害されないようにしていく責務がある。しかし現状は、政府の提案を承認するだけの、単なる「お墨付き」を与えるだけの機関になっている。
- また、今後、指定対象とされた区域がある自治体には、内閣府からの説明と意見聴取が行われる。内閣府からの説明と意見聴取は、区域の存在する市町村だけでなく、都県に対しても行われる。
- 沖縄県は、昨年9月、政府に対し、区域指定に当たっては関係自治体の意見を尊重すべきであること、特別注視区域の指定は真に必要最小限度にとどめるべきであること、区域指定は施設の機能に着目してなされるのであるから指定区域毎に機能阻害行為を明らかにすべきことという意見を提出している。今後、説明を受け意見聴取がなされる自治体においては、住民の権利と生活を擁護するという観点から、沖縄県と同様の姿勢で政府からの説明と意見聴取に臨んでもらうことを求めるものである。

私たちの決意

- 今回の指定は「戦争する国」への地ならしがいよいよ本格的に開始されたということだ。
- 今後、政府による基地反対運動や基地監視活動に対する監視や抑圧が強まるおそれがある。
- 土地規制法は、憲法で保障された思想信条の自由や表現の自由、さらには財産権を侵害するおそれの大きい憲法違反の法律であり、直ちに廃止されるべきものである。
- 私たちは、政府がこの法律の運用において、基本的人権を侵害し、平和主義を逸脱し、地方自治の本旨を蹂躪することがないように今後も見張っていく。

第5 改憲準備 の現段階



2023年4月5日NHK 報道より

急ピッチで進む憲法審査会

- 2022年から、衆議院の憲法審査会は大変なスピードで動きだした。憲法審査会では「中山方式」という運営方式がとられ、少数意見が尊重され、各会派の合意で運営される慣行となってきた。
- ところが、2022年2月以降、憲法審査会は毎週開催されるようになった。この運営を批判した立憲民主党の小西議員は、片言をとらえられて、委員を辞任するように追い込まれた。
- 2022年12月には、自由民主党、日本維新の会、公明党、国民民主党、有志の会の賛成五会派が、緊急事態条項の一環として、国会議員の任期延長に関して、内容がおおむね共通する改憲案を提示した。改憲案が集約される可能性が高くなっている。しかし、マスコミはこのような状況をあまり報道せず、市民には知らされていない。

国会議員の任期延長のための憲法改正など不要、むしろ有害

- 災害時やコロナの蔓延時、戦争などの時に、国会議員の任期延長が必要だろうか。
- 日本国憲法54条には、参議院の緊急集会という規定があり、衆院の解散や任期満了で選挙できないときにも対応できるようにしている。参院の緊急集会で、対応できない事態が起きたわけでもない。
- **選挙がなされず、国会議員の任期が延長されることは独裁国家を生み出しかねない。**お試し改憲で、次は本丸の自衛隊を書き込む、国家緊急事態条項へと突き進む可能性がある。

自衛隊を憲法に書き込むことで何が変わるのか

- ・いま、岸田政権は、まず議員の任期についての憲法改正案をまとめ、これをばねに憲法に自衛隊を書き込むことを柱とする改憲案の国会提出を追求しようとしているように見える。自衛隊は既にあるものであるから、これを追認したとしても、何かが変わるわけでもないと考えられている方もいるかもしれない。しかし、憲法に自衛隊を書き込むことによって、現状に重大な変更がもたらされる
- ・憲法の下位にある自衛隊法という法律上の存在である自衛隊を憲法上の存在に高めることは、決して現状の追認ではなく、現状の重大な変更なのである。集団的自衛権の行使の制約、専守防衛などは憲法 9 条の制約下にある自衛隊であるからこそであり、もし憲法 9 条の軛から解放されれば自衛隊の性格は大きく変質する。安保法制は強引な「解釈改憲」によるものであったが、いかに恣意的であっても「解釈改憲」には限界があり、「明文改憲」（「条文改憲」）とは全く異なる。
- ・既に防衛費の拡大が進み、武器輸出三原則も骨抜きにされた。憲法 9 条への自衛隊の明記は、**非核三原則の見直し、軍事刑法の制定、軍法会議の創設、さらには徴兵制にも道を開くことになるおそれがある。**「緊急事態条項」創設の必要性も自衛隊の 9 条明記と絡んで論議されるだろう。

第6 激化する米 中対立を戦争に発 展させないために



会談前に中国の秦剛国務委員兼外相（右）と握手する林外相＝2日、北京の釣魚台迎賓館で
（代表撮影）

2023/4/2

緊迫化する 米中関係

- 2022年8月アメリカ下院ペロシ議長の台湾訪問によって、米中関係、日中関係は、かつてなく緊張が高まっている。
- 中国政府は、アメリカ政府に強く抗議し、軍事演習を繰り返している。

3/15/2024



求められる米中対立を戦争に発展させない努力

- ・日本企業は政府のすすめで、中国に多額の投資をしてきた。大川原化工機事件の例を見ても、中国企業との貿易をしている企業や労働者が、真っ先にスパイ防止法の餌食にされるかもしれない。
- ・11月には、中国全土でゼロコロナ政策に対する抗議のデモが繰り広げられた。きっかけは、新疆ウイグル自治区ウルムチ市で10人が死亡した火災であった。厳格なコロナ対策が被害の拡大を招いたとみられている。各地に追悼の動きが広がり、抗議デモに発展した。「白い紙」は表現の自由への抑圧に対する抗議の意思の象徴だとされる。この抗議が現代中国の最大の人権問題である少数民族問題がきっかけとなっていることの意味は大きい。
- ・ロシア・ウクライナ戦争を引き起こした最大の要因は、ロシア国内において民主主義と表現の自由が機能せず、少数者が抑圧されていることである。中国が軍事行動に踏み切るかどうかは、中国の市民の動向こそがカギを握っている。攻撃に反撃するとの論理で、経済戦争・敵基地攻撃能力の準備を進めることが、戦争の危機を招き寄せてしまうことを認識して、我々も自制することが大切だ。

経済安保法の発動によって、一気に 日中関係は戦争前夜のモードに

- 経済安保法が施行され、現実には基幹インフラからの中国IT企業の締め出しが始まれば、中国政府は大きな経済的な報復に打って出て、レアアースや医薬品の原料などの重要物資だけでなく、食糧まで禁輸の対象としてくるかもしれない。
- 日本の多くの市民は、経済安保法を作り、日本側から経済戦争を仕掛けたことを理解していないため、初めて中国が日本に経済戦争を仕掛けてきたと感じるだろう。メディアも政府と一体となって、「中国けしからん」の大合唱になり、戦争前夜というべき状況になることでしょう。
- 日本企業は政府のすすめで、中国に多額の投資をしてきたが、その投資対象はどうなってしまうのか。大川原化工機事件を見てもわかるように、中国企業との貿易をしている企業や労働者が、真っ先にスパイ防止法の餌食にされるかもしれません。

我々は、中国・中国の人々とどんな関係を結ぶべきか

- 中国政府が東アジアの緊張を高めているのは事実であり、中国政府がチベット、ウイグル、香港に対する人権侵害は正すしかない。国連の人権理事会などの場で真正面から批判すべきだ。
- しかし、日中の経済的な依存関係は米中の比ではない。アジア諸国の多くも中国と分かちがたく結びついている。アジアの国々は、中国との衝突を望んでいない。
- そして、日本と中国は2,000年の交流の歴史があり、元寇と日中戦争を除けば、軍事対立したことはない。
- 米中戦争・日中戦争を避けられるかどうかは、戦争準備を止めて話し合い、それぞれの国の民主制度・表現の自由を強めることができるかどうかにかかっている。
- 民間レベルでの日中交流の拡大、日中不戦の世論を作っていくことこそが、日中戦争を未然に防止するために、最も重要なことである。
- そして、日中の平和と市民の間の対話を呼びかけただけで、スパイ扱いされてしまうような、特定秘密保護法の改悪＝スパイ防止法の制定は絶対に許してはならない。

第7 特定秘密保護法の 適用とその拡大



2014.11.21 stop秘密保護法大集会

自由権規約委員会から重なる法改正の勧告

- 自由権規約委員会は第六回(2014)・第七回(2022)の審査で、
- 特定秘密の対象となる情報カテゴリーを明確にすること、
- 国家の安全という抽象的な概念により表現の自由を制約するのではなく自由権規約 19 条 3 項に則った制約となるようにすること、
- 公共の利益に関する情報を流布することにより個人が処罰されないこと
- を保障することを政府に求め続けている。

秘密保護法の根本的欠陥

政府の違法行為が秘密にされ、戦争の途を開く

- ・秘密保護法対策弁護団は、法違反の刑事事件についての弁護体制を整えると共に、秘密保護法廃止運動を担うために、2014年1月24日に結成された。
- ・秘密保護法には根本的な欠陥があり、何が秘密に指定されるかが限定されず、政府の違法行為を秘密に指定してはならないことも明記されていない。公務員だけでなく、ジャーナリストや市民も、独立教唆・共謀・煽動の段階から処罰される可能性がある。最高刑は懲役10年の厳罰である。政府の違法行為を暴いた内部告発者、ジャーナリスト、市民活動家を守る仕組みも含まれていないし、政府から独立した「第三者機関」も存在しない。
- ・特定秘密の2021年末時点での指定件数は659件で、防衛省の指定件数が最も多く、375件に及ぶ。同時点での特定秘密が記録された行政文書数で見ると、防衛省は20万5454件という膨大な数に上る。特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は、全体が13万4297人のところ、防衛省が突出して多く、12万3234人で、90%を超えている（以上につき、2022年6月付け政府報告参照）。防衛省が特定秘密の指定を乱発し、秘密の範囲を恣意的に拡大し、かえって秘密の管理が制御不能になっていることが浮かび上がる。

秘密保護法違反第一号事件

秘密の内容は、明らかにならず。

- このような中、防衛省は、秘密保護法で定められた「特定秘密」をOBに漏らしたとして、海上自衛隊の1等海佐を昨年12月26日付けで懲戒免職処分にし、自衛隊内部の捜査機関である警務隊は1等海佐を秘密保護法違反で書類送検した。
- 防衛省発表の「海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案について」と題する報告書及び報道によると、1等海佐は、海自で情報を専門的に扱う情報業務群の司令を務めていた2020年3月、すでに退職していた元自衛艦隊司令官・海将に対して最新の安全保障情勢に関する説明を行った際、秘密保護法で定められた「特定秘密」にあたる「我が国周辺の情勢に関し収集した情報等に関する特定秘密」などを漏らしたとされている。
- 1等海佐と元海将は過去に上司・部下の関係であり、元海将以外への情報漏えいは確認されなかったという。元海将は講演などの機会があり、正確な情報を把握するため可能な範囲で説明を依頼したものであり、「特定秘密」など秘密の情報の提供依頼はなかったと報じられている。
- この事件は、3月14日、元海佐は不起訴処分とされ、秘密の内容は明らかにされなかった。漏えいしたとされる特定秘密が真に秘密保護法で保護されるべき情報であったかを検証することはできない。秘密保護法によって、恣意的に刑事手続が発動されるおそれがあることも明らかになった。

京都弁護士会 2023.6.11 14:00～16:00



PC-3 市ヶ谷の防衛省内
(井原撮影)

『ケイザイアンポ』って
ナンボのもん？

～安保三文書と混ざって危険な
経済安全保障（経済安保法）～

許すな!軍事大国化

井原 聡
東北大学名誉教授

1. 経済安保法の枠組 (1～26)
2. あからさまな軍事技術開発体制(1～3)
3. 軍需産業強化法 (1～4)
4. 始まった軍事技術研究公募 (1～6)
5. 防衛装備庁の公募の現状 (1～5)
6. 大軍拡の7本の柱 (1～13)
7. セキュリティクリアランス(SC)の法制化
(1～16)
8. 日米のSC制度と研究者 (1～ 8)

1. 経済安保法の枠組

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」 (2022.5成立)

経済安保法の枠組みと主な問題点

提言の主な柱			条	主な内容と問題点等	主な措置
第1章 総則			1～5	目的、基本方針	・安全保障を確保するため合理的に必要なと認められる限度において行わなければならない
戦略的自律性	柱1 第2章	サプライチェーン多元化・強靱化	6～48	基本指針 特定物資の管理・支援・統制（半導体、蓄電池、医薬品、パラジウム、クラウド、肥料、船舶関係等）官民癒着・忖度、事業者への天下り、アメと鞭の危険性	・国民の生存や、国民生活・経済活動に甚大な影響のある物資 ・事業者の計画の認定・支援措置、規制
	柱2 第3章	基幹インフラ供給・確保	49～59	基本指針 特定社会基盤事業（①電気、②ガス、③石油、④水道、⑤鉄道、⑥貨物自動車運送、⑦外航貨物、⑧航空、⑨空港、⑩電気通信、⑪放送、⑫郵便、⑬金融、⑭クレジットカード）特定重要設備の管理・統制、官民癒着・忖度、事業者への天下り、アメと鞭の危険性	・重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査 ・勧告・命令等を措置
戦略的不可欠性	柱3 第4章	技術基盤	60～64	基本指針 特定重要技術の定義なし（先端技術の研究開発、機微技術の研究開発）罰則付き研究協議会・シンクタンク等による研究情報管理、研究の遂行管理、官民伴走→社会実装（軍民）、国費による先端技術研究は監視の対象となりうる。研究の自由・発表の自由の制約が起こりうる。	・先端的な重要技術の研究開発の促進 ・官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託（シンクタンク）等を措置。
	柱4 第5章	特許非公開	65～85	基本指針 秘密特許（特許の非公開）恣意的運用の危険性、研究の自由・発表の自由の制約が起こりうる。	・安全保障上機微な発明の特許出願 ・非公開指定 ・外国出願の制限
	第6章	雑則	86～91		
	第7章	罰則	92～99	第15条、第19条、第20条、第22条、第37条、第38条、第40条、第47条、第48条、第50条、第52条、第54条、第58条、第62条、第63条、第64条、第67条、第70条、第73条、第74条、第77条、第78条、第80条、第84条、第92条、第94条（計26ヶ条に罰則規定あり）	
附則			1～11		
附帯決議			1～17		

1-2

	4本の柱	主な対処の方法	特徴と罰則
戦略的自律性・守り	I サプライチェーン （供給網） 第6条～第48条	一 抗菌性物質製剤 二 肥料 三 永久磁石 四 工作機械及び産業用ロボット 五 航空機の部品（航空機用原動機及び航空機の機体を構成するものに限る。） 六 半導体素子及び集積回路 七 蓄電池 八 インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて 電子計算機（入出力装置を含む。）を他人の情報処理の用に供するシステムに用いるプログラム 九 可燃性天然ガス 十 金属鉱産物（マンガン、ニッケル、クロム、タングステン、モリブデン、コバルト、ニオブ、タンタル、アンチモン、リチウム、ボロン、チタン、バナジウム、ストロンチウム、希土類金属、白金族、ベリリウム、ガリウム、ゲルマニウム、セレン、ルビジウム、ジルコニウム、インジウム、テルル、セシウム、バリウム、ハフニウム、レニウム、タリウム、ビスマス、グラファイト、フッ素、マグネシウム、シリコン及びリンに限る。） 十一 船舶の部品（船舶用機関、航海用具及び推進器に限る。）	○海洋開発・資源 ○サプライチェーンの多元化・強靱化 ○国際機関を通じたルール形成への関与 ●国への報告・資料提出違反に罰則（第20, 22, 38, 40条；30万円以下の罰金）（第37条1年以下の懲役または50万円以下の罰金）（第48条；30万円以下の罰金，2年以下の懲役または百万円以下の罰金）
	II 基幹インフラ 第49条～第59条	特定社会基盤事業 ①電気、②ガス、③石油、④水道、⑤鉄道、⑥貨物自動車運送、⑦外航貨物、⑧航空、⑨空港、⑩電気通信、⑪放送、⑫郵便、⑬金融、⑭クレジットカード 特定重要設備設備、機器、装置、プログラムのうちから政府が指定 特定妨害行為特定社会基盤役務の安定的な提供を外部から妨害する行為 保全を安全保障上の懸念がある国に依存しないよう事前審査・申請義務化	●計画書の届け出なし、虚偽記載、国の命令に従わない場合罰則（第50条30万円以下の罰金，第52, 54, 55条；2年以下の懲役か100万円以下の罰金，第58条，30万円以下の罰金，）

1-3

戦略的不可欠性・攻め	Ⅲ 技術基盤 第60条～第64条	○軍事に応用可能な基礎科学や技術（例えばAIをはじめとする先端技術）に政府が資金援助・情報提供	○技術優越の確保・維持 ○イノベーション力の向上 ○研究開発のためのシンクタンク設置 ○プロジェクト推進のための協議会 ○宇宙開発 ●知り得た情報の漏洩罰則（第62条；1年以下の懲役，50万円以下の罰金）
	Ⅳ 特許非公開 第65条～第85条	○安全保障面で重要な技術〔例えばバイオ技術，機微な技術（核分裂関連）〕の発明の特許出願の際，内容を非公開にし，政府が特許料収入を補償。	○経済インテリジェンス能力の強化 ○秘密特許 ●非公開情報の漏洩罰則（第73，74，83条；2年以下の懲役，100万円以下の罰金）（第67，70，73,7，78，80；1年以下の懲役または50万円以下の罰金）（第84条；30万円以下の罰金）

1-4

柱1 サプライチェーンの 多元化・強靱化

第6条～第48条

特定重要物資の国家統制

特定重要物資の多元化・強靱化・政府支援

→半導体・レアアースを含む重要鉱物・電池などその都度政府が指定

- 特定企業への資金（台湾TSMC半導体工場誘致4,000億円） **産官癒着！**
- 広範な事業者への統制が懸念される **官への忖度・従属傾向！**
- 自由貿易主義，国際協調主義，国際商習慣の破壊 **保護貿易主義1**
- 企業活動の自由の抑制・経営の非効率化 **国家統制の危険！**

1-5 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令 (特定重要物資の指定)

第一条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（第三条第十三号を除き、以下「法」という。）第七条の規定に基づき、次に掲げる物資を特定重要物資として指定する。

- 一 抗菌性物質製剤
- 二 肥料
- 三 永久磁石
- 四 工作機械及び産業用ロボット
- 五 航空機の部品（航空機用原動機及び航機用燃料系統の部品に限る。）
- 六 半導体素子及び集積回路
- 七 蓄電池
- 八 インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機（入出力装置を含む。）を他人の情報処理の用に供するシステムに用いるプログラム
- 九 可燃性天然ガス
- 十 金属鉱産物（マンガン、ニッケル、クロム、タングステン、モリブデン、コバルト、ニオブ、タンタル、アンチモン、リチウム、ボロン、チタン、バナジウム、ストロンチウム、希土類金属、白金族、ベリリウム、ガリウム、ゲルマニウム、セレン、ルビジウム、ジルコニウム、インジウム、テルル、セシウム、バリウム、ハフニウム、レニウム、タリウム、ビスマス、グラファイト、フッ素、マグネシウム、シリコン及びリンに限る。）
- 十一 船舶の部品（船舶用機関、航海用具及び推進器に限る。）

多様な資源の統制と国際協調主義・経済合理性等の破壊、
→相手国の対抗措置を招く

1-6

柱2 基幹インフラの 供給・確保

第49条～第59条

特定社会基盤事業の国家統制

特定社会基盤事業 ①電気、②ガス、③石油、④水道、⑤鉄道、⑥貨物自動車運送、⑦外航貨物、⑧航空、⑨空港、⑩電気通信、⑪放送、⑫郵便、⑬金融、⑭クレジットカード

特定重要設備 設備、機器、装置またはプログラムのうちから政府が指定
特定妨害行為 我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為

1-7

- 中国製品を多用している産業への規制，エネルギー政策への介入、土地規制法との関連
- 詳細な電子情報システム，ノウハウなどの経営上の秘密を含む国への報告義務あり。多くの事業者が規制を受ける可能性あり
- 産が官に忖度し，対等ではなく，産官癒着の危険性大
- サイバーセキュリティ強化による企業活動の自由の制約
- 経営の効率化の劣化が危惧される。

産業統制
官民癒着
中小企業者への影響不可避

1-8

柱3 特定重要技術の 供給・確保

第60条～第64条

特定重要技術という名の軍事技術

- **リストアップされた先端技術**、特定重要技術の正体—米国の重要新興技術 AI，生命科学技術，量子科学技術，宇宙科学技術，海洋科学技術
- **デュアル，マルチ技術**
- **研究協議会**，経済安全保障基金（5,000億円基金）
- **シンクタンク**，官民伴走
- 政府の機密情報提供と罰則， **研究の自由・発表の自由の喪失**

重要な先端技術に対する構造的な理解

様々な場（領域）で活用され得る、我が国にとって重要な先端技術を如何に見定めるか。

重要な先端技術の例

- バイオ技術
- 医療・公衆衛生技術（ゲノム学含む）
- 人工知能・機械学習技術
- 先端コンピューティング技術
- マイクロプロセッサ・半導体技術
- データ科学・分析・蓄積・運用技術
- 先端エンジニアリング・製造技術
- ロボット工学
- 量子情報科学
- 先端監視・測位・センサー技術
- 脳コンピュータ・インターフェース技術
- 先端エネルギー・蓄エネルギー技術
- 高度情報通信・ネットワーク技術
- サイバーセキュリティ技術
- 宇宙関連技術
- 海洋関連技術
- 輸送技術
- 極超音速
- 化学・生物・放射性物質及び核(CBIRI)
- 先端材料科学

(順不同)

「米国重要・振興技術(CET)国家戦略」(2020年10月公表)
を基礎に、内閣府シンクタンク機能の試行事業の幅広調査

場としての領域
(社会や人の活動等に関わる領域)

- ・ 海洋領域
- ・ 宇宙・航空領域
- ・ 領域横断※・サイバー空間領域
- ・ バイオ領域

※領域横断には、エネルギー・半導体等の確保
(供給安全保障)等、その他経済安全保障
と関係するものも含まれる。

- (参考)
- 科学技術イノベーション基本計画 (R3.3閣議決定) に
おいて、レジリエントで安全・安心な社会の構築の観点から、
具体的な取組を要する領域として例示されたもの
 - ・ サイバー空間におけるセキュリティの確保
 - ・ 新たな生物学的な脅威への対応
 - ・ 宇宙・海洋分野等の安全・安心への脅威への対応
 - ・ 分野横断的な視点から安全・安心確保のため「知る」「育てる」「生かす」「守る」の取組の強化
 - 第二百七回国会における岸田内閣総理大臣所信表明
演説「国が、五千億円規模に向けた基金を設け、人工
知能・量子・ライフサイエンス・宇宙・海洋といった世界の
未来にとって不可欠な分野における研究開発投資を
後押しします。」令和3年12月6日

(参考)

米国重要・新興技術国家戦略
に示された19の技術分野
(Critical and Emerging Technology,
CET2022)

- 先端コンピューティング
- 先端エンジニアリング素材
- 先端ガスタービンエンジン技術
- 先端製造
- 先端ネットワーク化センサ・管理
- 先端原子力技術
- 人工知能
- 自律システム・ロボティクス
- バイオ技術
- 通信・ネットワーク技術
- 指向性エネルギー
- 金融技術
- ヒューマン・マシン・インターフェース
- 極超音速
- ネットワーク化センサ・センシング
- 量子情報科学
- 再生可能エネルギー・貯蔵
- 半導体及びマイクロエレクトロニクス
- 宇宙技術・システム

「米国重要・振興技術(CET)国家戦略」2020

出典：「経済安全保障関係 「経済安全保障重要技術育成プログラムにかかる研究開発ビジョン検討WG 検討結果について
(報告)」 「第1回経済安全保障重要技術育成プログラムに係るプログラム会議」

1-10

第61条に「特定重要技術」は、「先端的技術」のうち以下のいずれかの類型に該当するものとして定義

【類型 1】 当該技術が外部に不当に利用された場合において、
国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの。

【類型 2】 当該技術の研究開発に用いられる情報が外部に不当に
利用された場合において、国家及び国民の安全を損なう事態
を生ずるおそれがあるもの。

【類型 3】 当該技術を用いた物資又は役務を外部に依存すること
で外部から行われる行為によってこれらを安定的に利用でき
なくなった場合において、国家及び国民の安全を損なう事態
を生ずるおそれがあるもの

特定重要技術の定義

- 国家をまず守る
- 「安全を損なう」というき
わめて 抽象的定義
- 恣意的適用が可能

日本の研究者、企業のの研究内容を絶えずチェックし、特定重要技術として軍事研究に丸抱えする可能性が大。

1-11

特定重要技術の意味

米国では先進技術、先端技術
新興科学技術 (emerging
technology) ⇒ 軍事技術



AI，生命科学技術，量子科学技術，
宇宙科学技術，海洋科学技術

米国：安全保障技術※（軍事技術）

※田上靖「米国輸出管理改革法の新基本技術(Emerging and Foundational Technologies)新規制 及び CISTEC パブコメの概要」
（安全保障貿易情報センター（CISTEC）,2019

デュアル（マルチ）とその意味

- ・デュアル技術 → 米国防総省の技術力低下を補完する民用技術を spin on するための戦略※
- ・デュアル技術開発研究の成果
 - 軍用・民用
 - 機微技術と認定されれば民用に規制

reputation risk

※「アメリカにおける軍民両用技術概念の確立過程—スピン・オフの限界から軍民両用技術の台頭へ—」松村博行 https://www.ritsumei.ac.jp/ir/isaru/assets/file/ronsyu/ronsyu-01_matumura.pdf
Schmitt, Roland W., “Export Controls: Balancing Technological Innovation and National Security”, Issues in Science and Technology.1984

1-13

特定重要技術の狙いと問題点

- 特定重要技術の定義がない。
- 罰則のある守秘義務が課せられる研究協議会が創造的な研究成果を生むか、また途中で研究協議会を離脱できるか。
- シンクタンクが研究機関のハブとなり、大学や研究機関、学術会議を下位のシンクタンクに位置づける可能性あり。

○ 両用技術だとして民生用技術開発を強調

○ かつての半導体産業のように世界に優越する戦略的不可欠性のある技術（この技術なくして各国の産業が成り立たないような性格の技術、例えば台湾や韓国がもっている高精度な半導体製造技術）の創出

○ 防衛に直結する機微技術の研究開発の推進と海外流出防止

1-14

特定重要技術育成危険なシステム

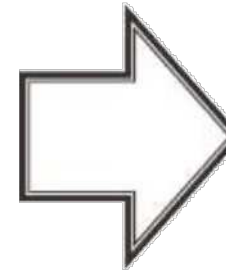
研究協議会
総理大臣
担当大臣
国家安全保障局
内閣府
防衛省
文科省
経産省
国会議員
シンクタンク
企業関係者
研究代表者
研究従事者

+

指定基金協議会
総理大臣
担当大臣
国家安全保障局
内閣府
防衛省
文科省
経産省
国会議員
シンクタンク
企業関係者
研究代表者
研究従事者

=

官民伴走支援



- 協議会は軍事研究への
 囲い込み
- 離脱困難
- 期限付き研究者の処遇

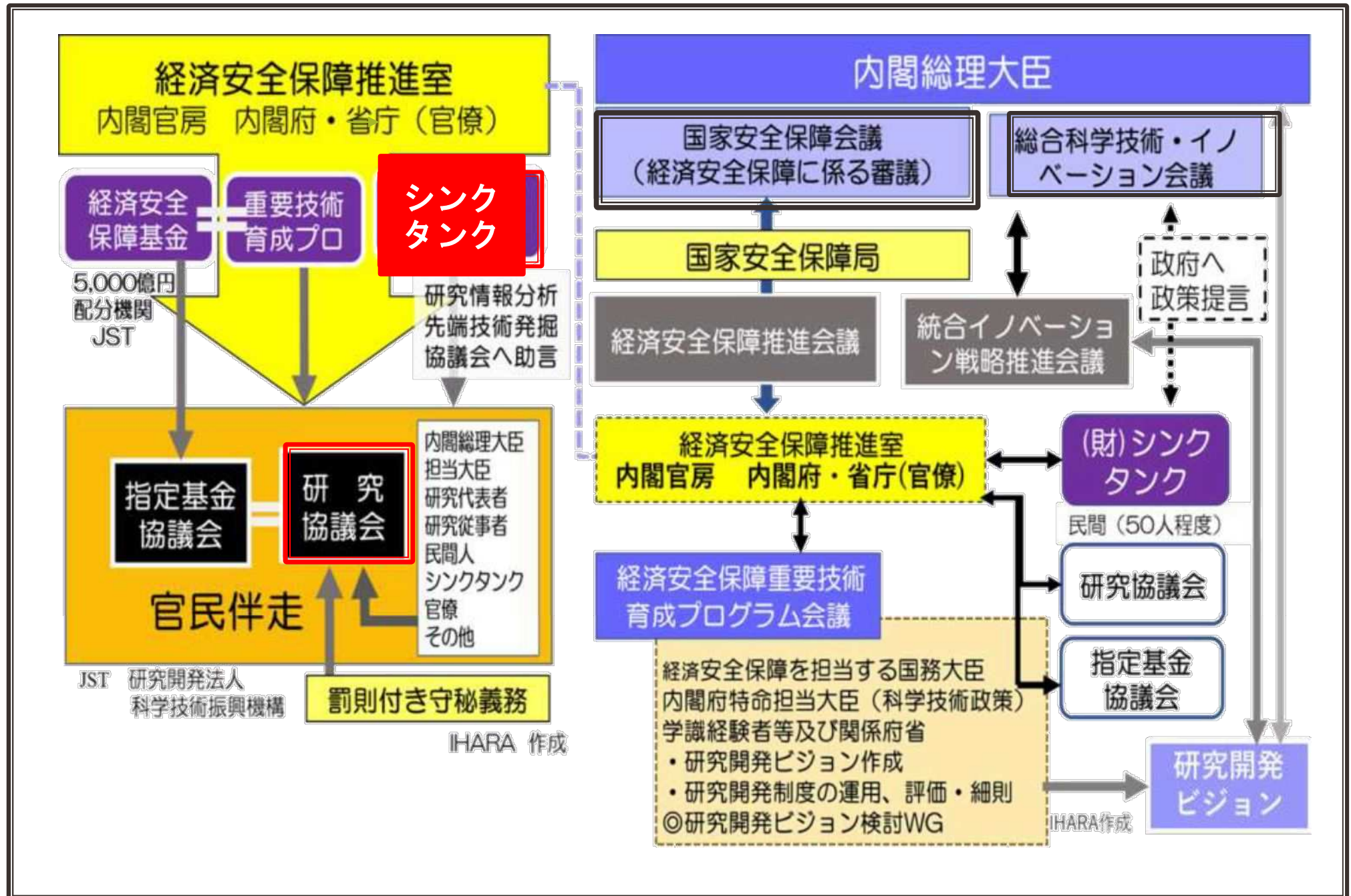
社会実装＝
防衛装備（兵器）
実装

官から機微情報の提供

- 知り得た情報の漏洩罰則（第62条；
 1年以下の懲役，50万円以下の罰金

SC制度の場合 研究者はSC保有者でかつ勤務先の変更、
 研究施設のSC化が求められる可能性あり
 研究発表不可、業績がカウントされない分、給与で処遇
 （米国年俸約1,300万円）

1-15



令和4年12月に決定した研究開発構想に係る指定基金協議会に 参加が想定される関係行政機関等について

令和4年12月
内閣府・文部科学省・経済産業省

- 令和4年12月に決定した研究開発構想のうち、以下については、資金配分機関による採択結果公表後、研究開発構想ごとに1つの指定基金協議会を設置する予定です。当該指定基金協議会にそれぞれ参加が想定される関係行政機関等について、以下に記します。なお、今後変更の可能性あります。

「量子技術等の最先端技術を用いた海中（非GPS環境）における高精度航法技術」及び「量子技術等の最先端技術を用いた海中における革新的センシング技術」指定基金協議会（仮称）

設置大臣：文部科学大臣、内閣総理大臣

関係行政機関等：内閣府（総合海洋政策推進事務局）、水産庁、経済産業省、海上保安庁、**防衛省、防衛装備庁**、JST、PO

「先端センシング技術を用いた海面から海底に至る海洋境界面の常時継続的な観測・調査・モニタリングシステムの開発」指定基金協議会（仮称）

設置大臣：文部科学大臣、内閣総理大臣

関係行政機関等：内閣府（総合海洋政策推進事務局）、水産庁、海上保安庁、環境省、**防衛省、防衛装備庁**、JST、PD

「空域利用の安全性を高める複数の小型無人機等の自律制御・分散制御技術及び検知技術」指定基金協議会（仮称）

設置大臣：文部科学大臣、内閣総理大臣

関係行政機関等：警察庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省、**防衛省、防衛装備庁**、JST、PO

「航空安全等に資する小型無人機の飛行経路の風況観測技術」指定基金協議会（仮称）

設置大臣：経済産業大臣、内閣総理大臣

関係行政機関等：警察庁、文部科学省、**防衛省、防衛装備庁**、NEDO、PO

「航空機的设计・製造・認証等のデジタル技術を用いた開発製造プロセス高度化技術の開発・実証」指定基金協議会（仮称）

設置大臣：経済産業大臣、内閣総理大臣

関係行政機関等：文部科学省、国土交通省、**防衛省、防衛装備庁**、NEDO、PO

「航空機エンジン向け先進材料技術の開発・実証」指定基金協議会（仮称）

設置大臣：経済産業大臣、内閣総理大臣

関係行政機関等：文部科学省、**防衛省、防衛装備庁**、NEDO、PO

「超音速・極超音速輸送機システムの高度化に係る要素技術開発」指定基金協議会（仮称）

設置大臣：文部科学大臣、内閣総理大臣

関係行政機関等：経済産業省、国土交通省、**防衛省、防衛装備庁**、JST、PD

「ハイパワーを要するモビリティ等に搭載可能な次世代蓄電池技術の開発・実証」指定基金協議会（仮称）

設置大臣：経済産業大臣、内閣総理大臣

関係行政機関等：内閣府（総合海洋政策推進事務局）、農林水産省、国土交通省、**防衛省、防衛装備庁**、NEDO、PO

「ハイブリッドクラウド利用基盤技術の開発」指定基金協議会（仮称）

設置大臣：経済産業大臣、内閣総理大臣

関係行政機関等：内閣官房（内閣サイバーセキュリティセンター）、警察庁、デジタル庁、総務省、外務省、厚生労働省、**防衛省、防衛装備庁**、NEDO、PO

「生体分子シーケンサー等の先端研究分析機器・技術」指定基金協議会（仮称）

設置大臣：文部科学大臣、内閣総理大臣

関係行政機関等：内閣府（健康・医療戦略推進事務局）、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、JST、PO

- ✓ 個別研究型の研究開発構想のうち、事業開始時点で技術成熟度が比較的低いものや実現可能性調査（FS）を実施するものの中には、プログラム・オフィサー（PO）を経済安保推進法上の研究開発代表者（「研究開発等を代表する者として相当と認められる者」）とみなし、事業に参画する研究者を代表してPOのみが協議会に参加する場合もあります。

安全・安心に関するシンクタンク機能の基本方針（案）

当面の具体的なミッション

- ①経済安全保障重要技術育成プログラムの運用に当たって必要な情報提供・助言や、経済安全保障推進法に基づく調査研究の受託を可能とする調査・分析基盤の構築
- ②新たな分析手法の開発とOJTによる人材養成・能力開発
- ③国内外の関係機関との間の調査研究ネットワークの構築

シンクタンクの果たすべき機能・役割

○シンクタンクとして果たすべき基本的な機能・役割については以下のように整理される。

	立上げ時点で持つべき機能・役割	将来的に拡張するべき機能・役割	留 意 点
情 報 収 集	・オープンソースからの情報収集 ・人的ネットワークを介した非公開情報の収集	・国内外の政府機関等からの非公開情報の入手 ・在外公館等と連携した情報収集 ・海外とのクローズドな意見交換	・適切な情報管理体制の構築 ・組織全体に法的な守秘義務をかけることにより保秘を担保 ・情報公開ポリシーの作成
解 析 ・ 分 析	・技術動向分析、社会科学的分析 ・成熟度、依存度などの技術評価 ・シーズとニーズの	・データサイエンス、シナリオ分析等の新たな分析手法の開発	・解析・分析能力はコア能力として内在化
人 材 育 成	・即戦力の確保とOJTによる人材養成・能力開発 ・産学官との人材交流	・人材育成プログラムや学位プログラムの構築 ・海外との人材交流	・処遇やキャリアパスの面で魅力度を高めることが課題 ・産学官との人事交流に当たっての障壁の排除
ネットワーク構築	・国内外の関係機関とのネットワーク構築 ・国内公的シンクタンクとの連携	・海外シンクタンクとの連携強化 ・人材の層を厚くするための関係コミュニティの構築	・シンクタンクが内在化すべきコア機能と外部機関と連携して対応する機能の峻別が必要

- ファンディング等のその他の機能については将来課題とし、まずは喫緊の課題であるシンクタンク機能を立ち上げ
- シンクタンク機能を十全に発揮できるような人事・給与システムの構築や事務サポート体制の整備も重要

「安全・安心に関するシンクタンク設立準備キックオフ会合」の開催について

資料1「安心・安全に関するシンクタンク機能の基本方針（案）」より3.14;4.20更新

1-18 安全・安心に関するシンクタンク組織の基本設計（案）

組織形態

機能・役割の面から求められる4つの要件

- ① 守秘義務の担保や情報収集における信頼性の保障などの観点から公的性質を持つこと
- ② 国際的な獲得競争の中で優秀な人材を確保するための柔軟な人事・給与システムが実現できること
- ③ 期待されるアウトプットや国内公的シンクタンクとの連携を踏まえ、ガバナンスに政府の意向が反映できること
- ④ 人材育成や新たな分析手法の開発などの自主事業や政府以外の顧客からの調査研究も担えること

- 柔軟なマネジメントを実現しつつ政府に準じた公的性質を有する組織体として、「法律により設立される法人」とする。
- より具体的な組織形態については業務運営上の課題などについてさらに詳細に検討を行い、適切な形態で設立準備を本格化する。
- 政府以外からの顧客からの依頼については、政府の確認や認可を経て、本来業務に支障のない範囲で受けることとする。

ガバナンス

- 経営判断を担う役員の選任や解任、事業内容の企画立案や業務運営など、組織の運営に政府の意向が一定程度反映できる仕組みが必要。
- 中長期的な視野に立った調査研究の必要性から、政府のオーソライズを受けた中長期的な計画に基づいて事業を実施するスタイルが必要

財務

- 一階部分として、人材育成や基盤的な調査分析、新分析手法の開発等の自主事業や組織の管理・運営に係る予算措置は主管府省が支える。
- 必要に応じて、特定の行政機関等のニーズに即した調査研究は二階部分として追加する。
- 自主事業については公的外部資金も活用する。

組織の立上げ準備

- 設立準備と並行してシンクタンクのコア機能として必要な取組を行うべく、政府部内に体制を整備。
- コア機能としては、人材の育成や先行的な調査研究を委託事業（シンクタンク機能育成事業）を活用して実施し、その成果は、シンクタンクに適切に承継。
- 設立準備期間中も海外シンクタンクとの連携関係が途切れないよう配慮。

完全な政府の下請け機関

財政は政府負担
外部資金活用

海外シンクタンクとの連携

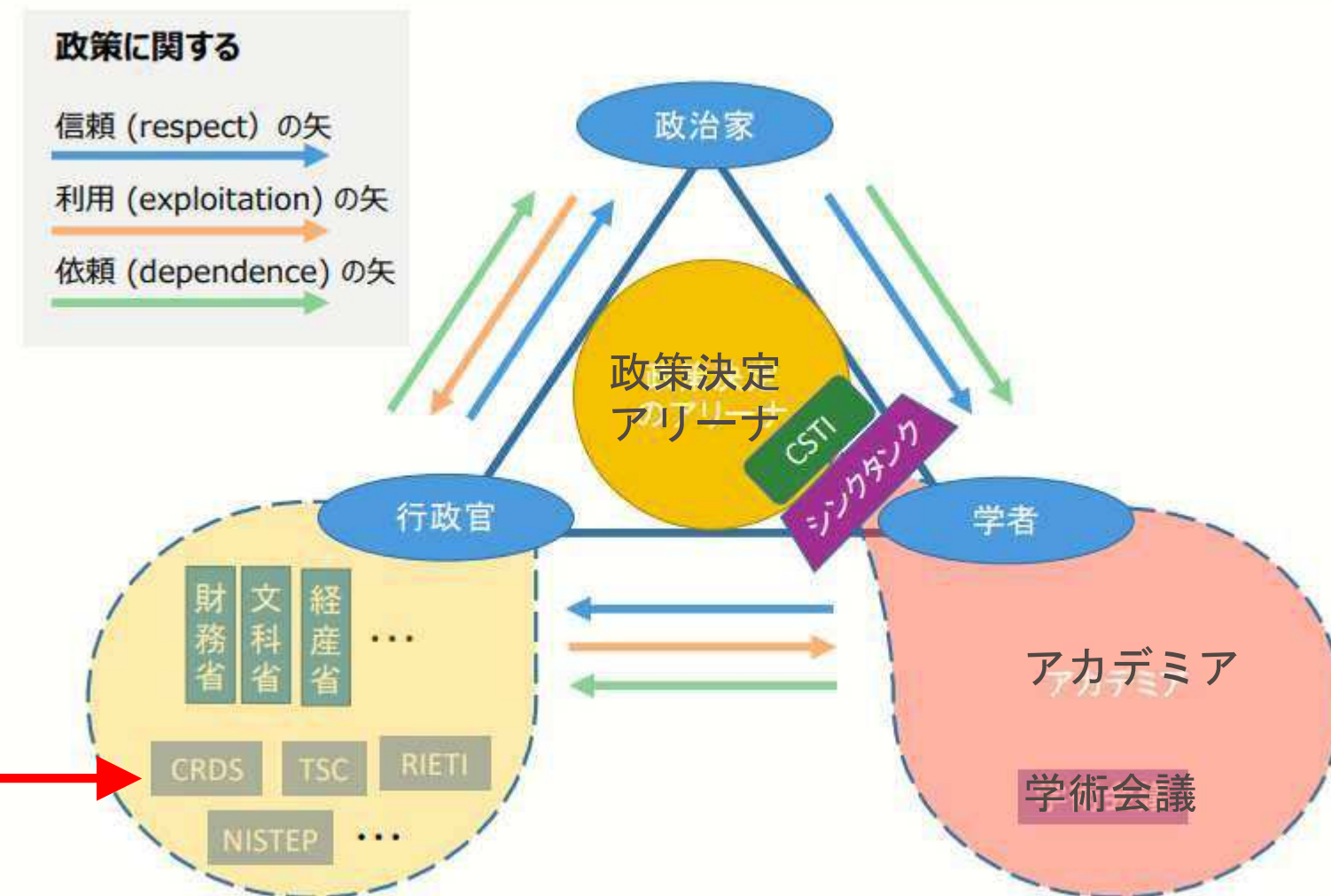
「安全・安心に関するシンクタンク設立準備キックオフ会合」の開催について
資料1「安心・安全に関するシンクタンク機能の基本方針（案）」より3.14;4.20更新

1-19

■官製シンクタンク■

- **CRDS**: 研究開発戦略センター
- **RIETI**: 経済産業研究所
- **NISTEP**: 科学技術・学術政策研究所
- **TSC**: 技術戦略研究センター
- **e-CSTI**: 閣府エビデンスシステム
- **JST**: 科学技術振興機構
- **NEDO**: 新エネルギー・産業技術総合開発機構

カリカチャーとしての政策決定の三角形とシンクタンク



上山隆大「安全・安心に関するシンクタンク設立準備キックオフ会合」
総合科学技術・イノベーション会議2023.03.28
資料我が国におけるシンクタンク構想の第一歩

■ シンクタンクの役割 ■

- 先端研究の調査と研究
- 政府への政策提言
- 若年研究者養成
- 内外の優れた研究に目を光らせる
- 研究課題の選定
- プロジェクトの選定機能
- 大学や研究機関のハブになる
- 米国のRAND研究所のように博士号を出せる組織に

1-21

柱4 特許非公開

第65条～第85条

戦前の秘密特許の復活？

基本指針

3月 8日 説明会

4月28日 閣議決定

「特許出願の非公開に関する基本指針（案）」の概要①

第1章 特許出願の非公開に関する基本的な方向に関する事項

本制度の趣旨

- 本制度は、**安全保障上拡散すべきでない発明**につき特許出願が行われた場合に、出願公開等の特許手続を留保し、情報流出防止の措置を講ずるとともに、これまで安全保障上の理由で特許出願を自重していた発明について先願の地位を確保できるようにするもの。

非公開の対象となる発明（保全対象発明）の考え方

- **機微性の要件（公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きいこと）**を満たすことを前提として、その機微性の程度と保全指定をすることによる産業の発達への影響等との総合考慮により、情報の保全をすることが適当と認められた場合に保全指定をする。

国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明

- 安全保障上の機微性が極めて高いもの、すなわち、国としての基本的な秩序の平穏あるいは多数の国民の生命や生活に害する手段に用いられるおそれがある技術の発明が該当。
- 具体的な類型：
 - ① 我が国の安全保障の在り方に多大な影響を与え得る**先端技術**の発明（将来の戦闘様相を一変させかねない武器に用いられ得る先端技術や、宇宙・サイバー等の比較的新しい領域における深刻な加害行為に用いられ得る先端技術等）
 - ② 我が国の国民生活や経済活動に**甚大な被害**を生じさせる手段となり得る技術の発明（大量破壊兵器への転用が可能な核技術等）

産業の発達に及ぼす影響等の考慮

- 安全保障上極めて機微な発明であっても一律に非公開とはせず、保全指定をした場合に**産業の発達に及ぼす影響等**を考慮し、適当と認められる場合に限り保全指定をする。
- 産業の発達に及ぼす影響の内容：次の観点から総合的に考慮
 - ① 特許出願人を含む当該発明の関係者の**経済活動**に及ぼす影響
 - ② 非公開の先願に抵触するリスクに関して**第三者の経済活動**に及ぼす影響
 - ③ 我が国における**イノベーション**に及ぼす影響
- 特に、今後民生分野の産業や市場に幅広く展開され、発展していくような発明については、発明の内容の開示や実施を制限することが我が国の経済活動やイノベーションへ支障を及ぼしかねないことに十分留意。

特許出願人の手続負担への配慮・関係者の意見の適切な考慮

- 保全審査等に関する手続が特許出願人にとって過度な負担とならないよう留意するとともに、保全審査が長期にわたることを防止するため、**現行の特許制度の手続に遅延等の支障が生じることのないよう留意。**
- **経済活動やイノベーションへ支障を及ぼさないようにするため、政令等の制定や本制度の運用に当たっては、産業界等の関係者の意見を適切に考慮。**

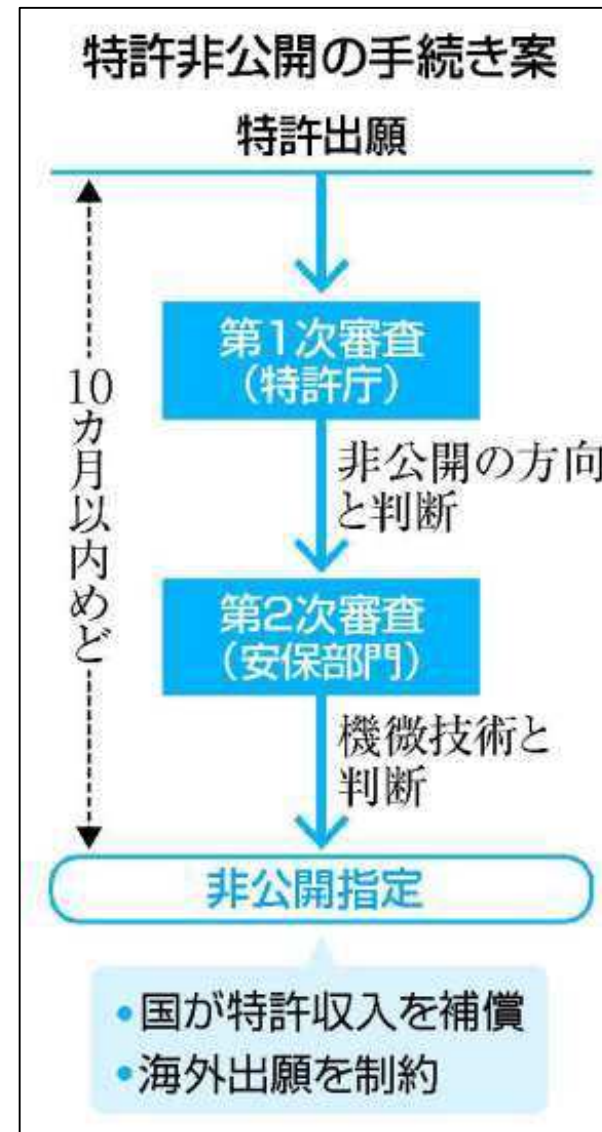
2023年4月28日
基本指針閣議決定

戦前の秘密特許の復活 研究の自由・発表の自由の規制

- 安全保障で重要な技術（例えばバイオ技術、核兵器、大量破壊兵器の機微な技術）の発明を秘密にする。
- 政府が特許料収入を補償する。
- 防衛省による審査。

- 事前審査では何を秘密にするのかさえ秘密にするというジレンマのある法律。
- 研究の自由、発表の自由、研究交流の規制。
- 日米防衛特許協定がこれまで片務的であったのを双務的にし、日米、関係国との共同兵器開発、製造、修理、運用等の一体化を実現するもの。（2022.3.25内閣委員会）

1-24



2019年
全出願
307,969件
審査請求
235,182件
登録件数
179,910件

- 特許出願の非公開化は「統合イノベーション戦略 2020, 2021」で提起された,
- 特許の問題は文化・学術・科学・技術や科学者, 大学等・研究諸機関・産業と深く, かつ広くかかわる問題であり性急な結論を求めるような問題ではない.
- 非公開の対象となる発明の選定で問題になる機微性の定義は核兵器関連ばかりではないのでどのように明示するのか, デュアルユースと称する技術の場合経済活動やイノベーションに及ぼす影響も大きい.
- 海外で同種の発明で特許がとられてしまったりすれば発明者の利益は損なわれる問題もある.

1-26

非公開特許の技術分野 特定重要技術分野比較

米国重要・新興技術国家戦略 2020	日本の特許非公開技術分野 2023.6.13 井原 聡作成
自律システム・ロボティクス	(1) 航空機等の偽装・隠ぺい技術 (2) 武器等に関する無人航空機・自律制御等の技術
先端セトワーク化センサ・管理	(3) 誘導武器等に関する技術 (4) 発射体・飛翔体の弾道に関する技術
指向性エネルギー	(5) 電磁気式ランチャを用いた武器に関する技術 (6) 例) レーザ兵器、電磁パルス(EMP)弾のような新たな攻撃又は防衛技術 (7) 航空機・誘導ミサイルに対する防衛技術
自律システム・ロボティクス	(8) 潜水船に配置される攻撃・防護装置に関する技術
先端ネットワーク化・センサ管理	(9) 音波を用いた位置測定等の技術であって武器に関するもの (12) 潜水船に関する技術 (13) 無人水中航走体等に関する技術 (14) 音波を用いた位置測定等の技術であって潜水船等に関するもの
極超音速	(10) スクラムジェットエンジン等に関する技術 (11) 固体燃料ロケットエンジンに関する技術
宇宙技術・システム	(15) 宇宙航行体の熱保護、再突入、結合・分離、隕石検知に関する技術 (16) 宇宙航行体の観測・追跡技術
量子情報科学	(17) 量子ドット・超格子構造を有する半導体受光装置等に関する技術
通信・ネットワーク技術	(18) 耐タンパ性ハウジングにより計算機の部品等を保護する技術 (19) 通信妨害等に関する技術
先端原子力技術	(20) ウラン・プルトニウムの同位体分離技術 (21) 使用済み核燃料の分解・再処理等に関する技術 (22) 重水に関する技術 (23) 核爆発装置に関する技術
化学兵器関連	(24) ガス弾用組成物に関する技術 (25) ガス、粉末等を散布する弾薬等に関する技

2. あからさまな 軍事技術開発体制

経済安全保障推進法案の国会審議における論点等③

(参考) 4分野ごとの論点

(技術)

- 多義性を有する先端的な重要技術の育成の必要性（米欧中の投資額と比較し、日本の投資額は明らかに少ない）
- 官民協議会やシンクタンクと、自由な研究活動との関係
 - 守秘義務の対象や運用方法
 - 研究成果の公開について
- 軍事技術開発への研究者の動員

(特許)

- 経済活動やイノベーションとの両立
 - 対象技術分野について
 - 保全指定前の離脱について
 - 補償について
- 弁理士の関与

軍事技術開発への
研究者の動員

2-2



橋本和仁
JST理事長
JST HPより



資料 4

上山隆大
CSTI常任議員
JCSTIHPより

総合的な防衛体制の強化に資する
科学技術分野の研究開発に向けて
(橋本委員・上山委員 提出資料)

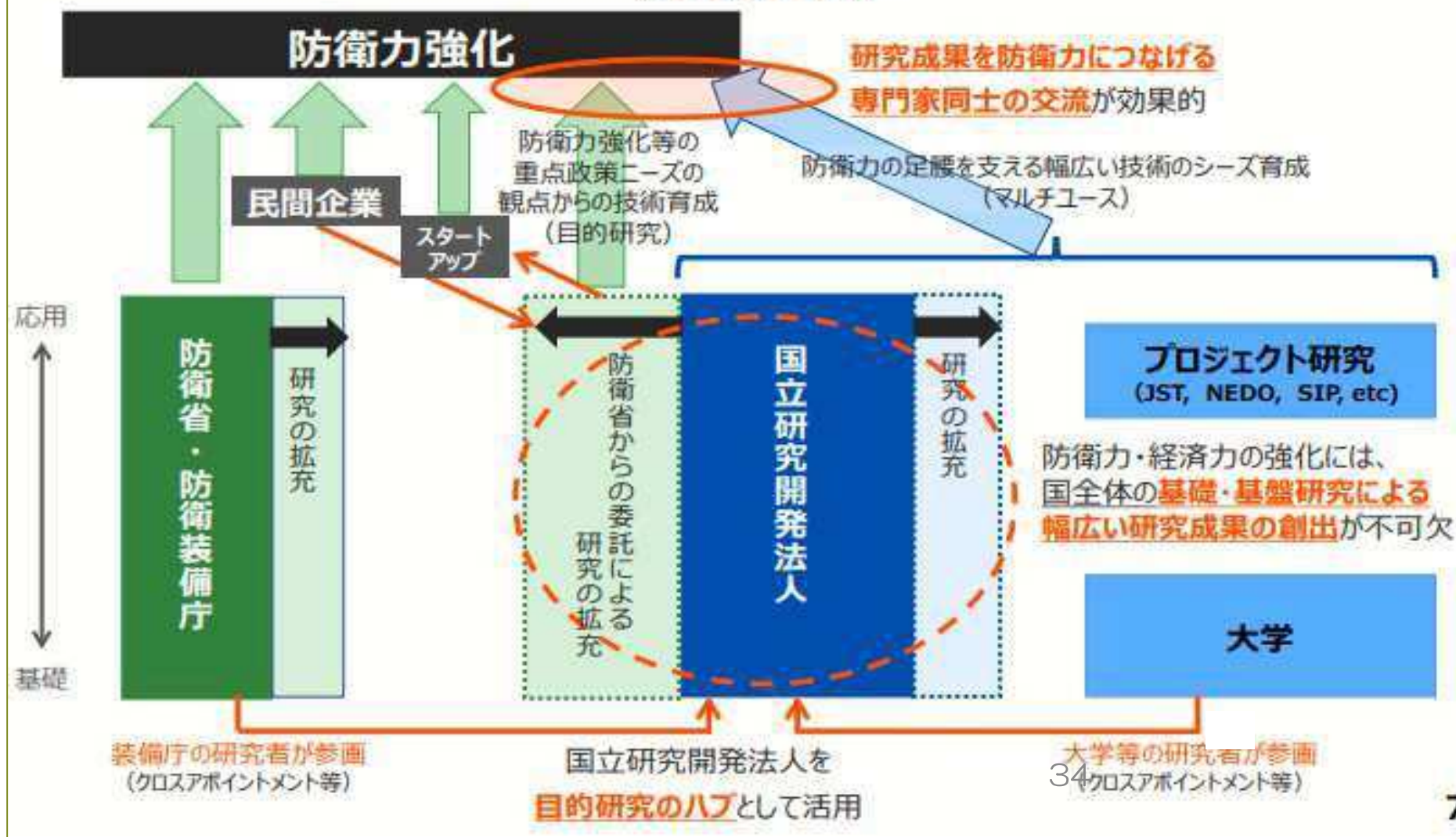
■甘利グループ■

- 橋本和仁科学技術振興機構理事長 (JST)
- 上山隆大総合科学技術・イノベーション会議常勤議員 (CSTI)

2-3

科学技術分野と安全保障分野の協力枠組みについて

(たたき台②)

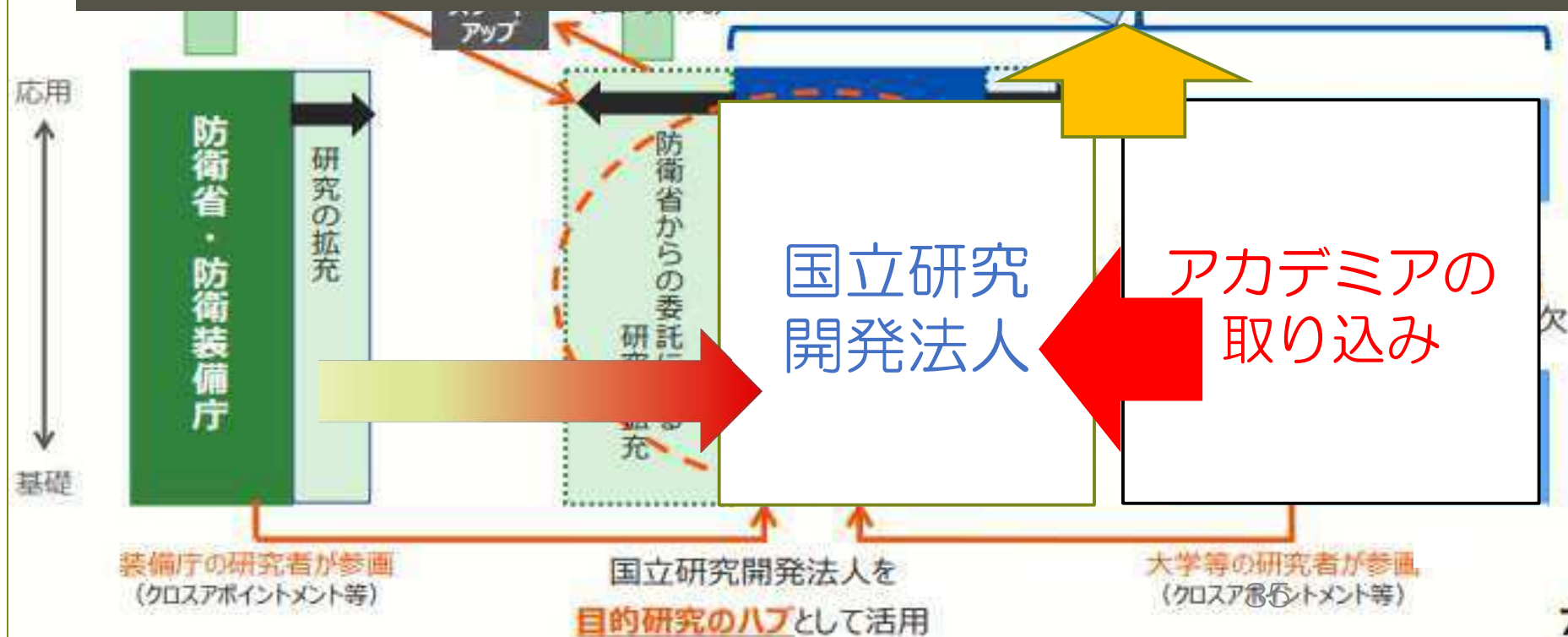


軍事研究への囲い込み

2-3

科学技術分野と安全保障分野の協力枠組みについて (たたき台②)

研究成果を兵器開発につなげる

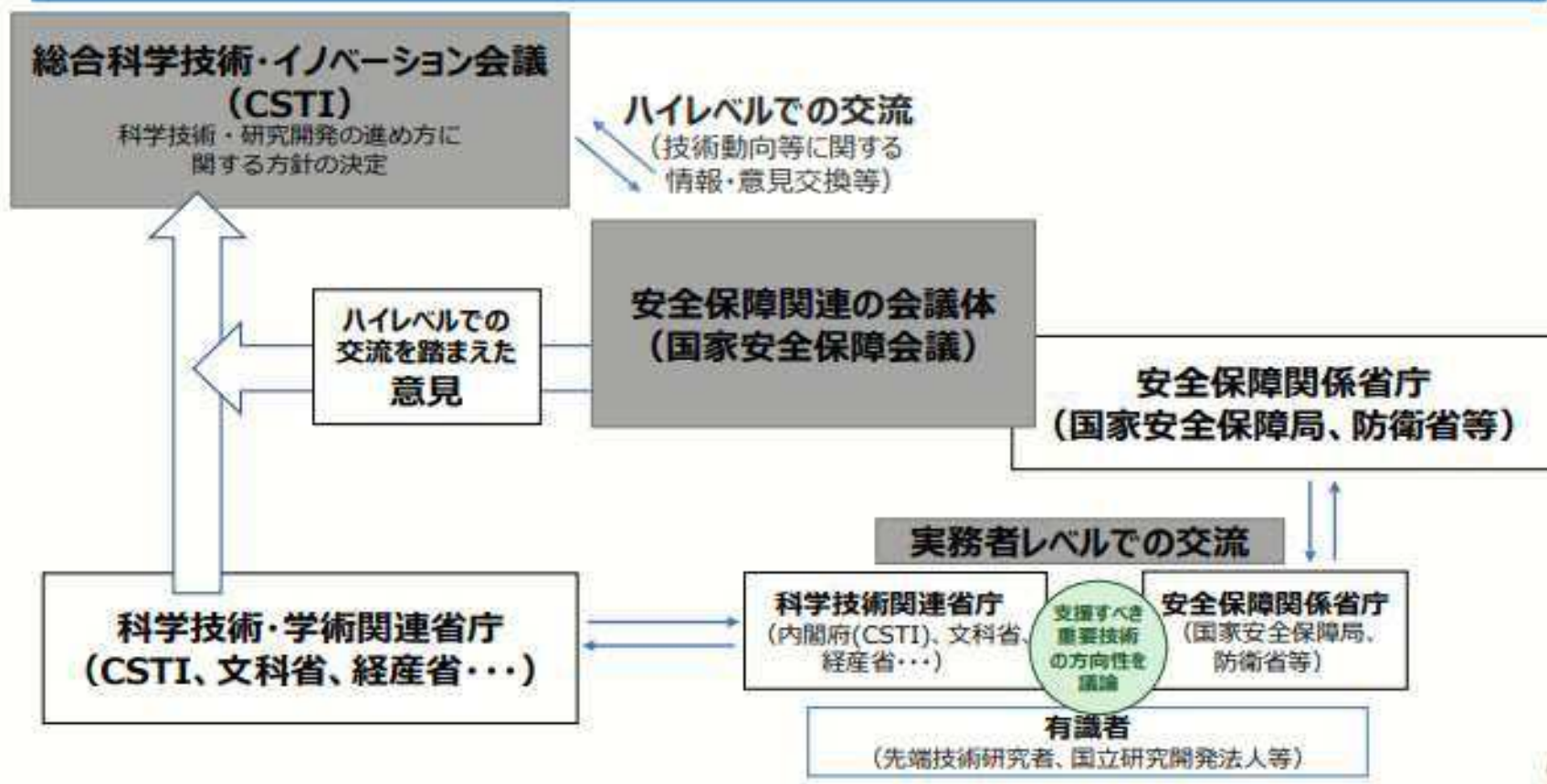


軍事研究への
囲い込み

軍事研究への囲い込み

科学技術分野と安全保障分野の協力枠組みについて (たたき台①)

○先端科学の基礎研究成果がマルチユースであることに留意しつつ、例えば、「防衛・安全保障用途」に関して、以下のような枠組みを構築してはどうか



閑話休題 1

東京新聞
12月8日

いくら防衛のためとはいえ、国民にさらなる増税を強いるのでし
ようか。国民を守るための防衛費
負担が暮らしを圧迫することにな
れば本末転倒です。とても「軍拡
増税」など認められません。
戦争はいつも自衛を名目に始ま
ります。そして、突然起こるもの
ではなく、歴史の分岐点が必ずど
こかにあるはずで

す。将来振り返ったとき、「軍拡増
税」へと舵を切ろうとする今年が
その分岐点かもしれない。感性
を磨いて耳を澄ましてみると、戦
争の足音がほら、そこまで…。

2022.12.8

あれから八十一
年。憲法九条に基づく「専守防
衛」が大きく変質しようとしてい
ます。耳を澄ませば、戦争の足音
が近づいてくるようです。
戦後日本の防衛政策は、戦争放
棄と戦力不保持の憲法九条の下で
組み立てられてきました。日本の



閑話休題 2



Recent Clock Changes

 2023 IT IS 90 SECONDS TO MIDNIGHT	 2020 IT IS 100 SECONDS TO MIDNIGHT
 2018 IT IS 2 MINUTES TO MIDNIGHT	 2017 IT IS TWO AND A HALF MINUTES TO MIDNIGHT
 2015 IT IS 3 MINUTES TO MIDNIGHT	 2012 IT IS 5 MINUTES TO MIDNIGHT

A time of unprecedented danger: It is 90 seconds to midnight, Bulletin of Atomic Scientist

未曾有の危機：
真夜中まで90秒です。2023年の終末時計声明
科学安全保障委員会・原子力科学者会報
2023年1月24日

世界週末時計

3. 軍需産業強化法

防衛省が調達する防衛装備品等の開発 及び生産のための基盤の強化に関する 法律案（防衛生産基盤強化法） **軍需産業強化法**

- 「装備品等」とは、自衛隊が使用する装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品（これらの部品及び構成品を含み、専ら自衛隊の用に供するものに限る）
- セキュリティ・クリアランスは戦前の軍機保護法の「軍事上ノ秘密」「作戦、用兵、動員、出師其ノ他軍事上秘密ヲ要スル事項又ハ図書物件」→思想統制へと機能

省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案

3-2

軍需産業強化法

位置付け明確化 (第1条、第3条)

- ・ 装備品等の開発及び生産のための**基盤を強化**することが**一層重要**となっていることを**明確化**
- ・ 防衛大臣が**基盤の強化に関する基本方針を定め、公表**

サプライチェーン調査 (第8条)

対象：任務に不可欠な装備品を製造する企業

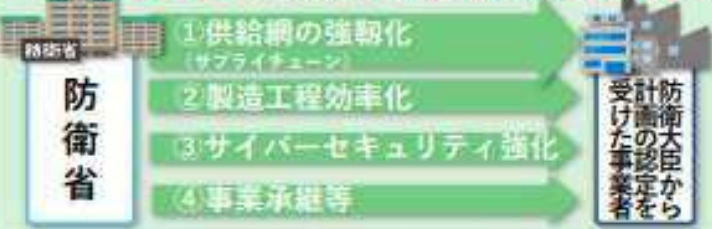
- ・ 調査により、防衛省が**サプライチェーンリスクを直接把握**
- ・ 企業は防衛省の調査に対して**回答の努力義務**
⇒調査の結果を以下の措置にも活用し、**基盤の強化**を図る



産業統制

基盤強化の措置 (第4条～第7条)

対象：任務に不可欠な装備品を製造する企業
防衛装備品等の製造に資する企業の取組について、
サプライヤーも含め、**経費を直接的に支払**。
⇒**様々なリスクへの対応や防衛生産基盤の維持・強化**



装備移転円滑化措置 (第9条～第25条)

対象：装備移転を行う企業
装備品等の仕様・性能等を
変更する費用に対する助成金の交付



資金の貸付け (第26条)

対象：装備品を製造する企業



軍需産業
資金支援

製造施設等の国による保有 (第29条～第33条)

対象：任務に不可欠な装備品を製造する企業
上記の措置を講じてもなお、他に手段がない場合、**国自身が製造施設等を保有し、企業に管理・運営させることを可能とする**。
⇒**企業の固定費負担等の軽減を図りつつ、国内基盤を維持**



装備品等契約における秘密の保全措置 (第27条、第28条)



軍需工場創設
産業版秘密保護法

1. 法律案の趣旨

令和5年度以降における我が国の防衛力の抜本的な強化及び抜本的に強化された防衛力の安定的な維持に必要な財源を確保するため、所要の措置を講じる。

2. 法律案の概要**(1) 基本原則**

令和5年度以降における防衛力の抜本的な強化等に要する費用（各年度の予算に計上される防衛力整備計画対象経費の額が令和4年度当初予算に計上された防衛力整備計画対象経費の額を上回る場合における当該上回る額）の財源に充てるため、(2)の財政投融资特別会計財政融資資金勘定及び外国為替資金特別会計からの繰入金、(3)の独立行政法人からの国庫納付金並びに国有財産の処分による収入その他の租税収入以外の収入（以下「防衛力強化税外収入」という。）並びに防衛力強化資金からの受入金を確保する。

(2) 財政投融资特別会計財政融資資金勘定及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ

- ① 令和5年度において、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から2千億円を一般会計に繰り入れる。
- ② 令和5年度において、外国為替資金特別会計から、決算上の剰余金の繰入れに加えて約1兆2千億円を一般会計に繰り入れる。

(3) (独)国立病院機構及び(独)地域医療機能推進機構の国庫納付金の納付の特例

- ① (独)国立病院機構は、令和5事業年度において、422億円を国庫に納付する。
- ② (独)地域医療機能推進機構は、令和5事業年度において、324億円を国庫に納付する。

(4) 防衛力強化資金

- ① 防衛力の抜本的な強化及び抜本的に強化された防衛力の安定的な維持のために確保する財源を防衛力の整備に計画的かつ安定的に充てることを目的として、当分の間、防衛力強化資金（以下「資金」という。）を設置する。
- ② 資金は、一般会計の所屬とし、財務大臣が管理する。
- ③ 資金への繰入金の財源は、防衛力強化税外収入をもって充てる。
- ④ 資金は、防衛力整備計画対象経費の財源に充てる場合に限り、使用することができる。

3. 施行期日

防衛力強化資金法案 (軍拡財源確保法案)

5年間で43兆円 敵基地攻撃能力保有

■国立病院機構・地域医療機能推進機構（JCHO）の積立金、
■決算剰余金■東日本大震災の復興財源である復興特別所得税の半分などを流用■国有財産の売却...

3-4

製造施設等の国による保有 (第29条～第33条)

対象：任務に不可欠な装備品を製造する企業

上記の措置を講じてもなお、他に手段がない場合、**国自身が製造施設等を保有し、企業に管理・運営させることを可能とする。**

⇒ **企業の固定費負担等の軽減を図りつつ、国内基盤を維持**



装備品等契約における秘密の保全措置

(第27条、第28条)

装備品等の機微情報の保全強化

【現在】

契約上の守秘義務



【今回の措置】

法律上の守秘義務



- 国営工廠の保有
戦前回帰
- 保全措置
契約から法制化へ
- 日米共同研究・開発
- 米国のSCに委ねる？

← 「防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案」概要より

4. 始まった 軍事技術研究公募

4-1

2022年12月 5 日公募開始

安全保障特別重要技術育成プログラム

- 科学技術振興機構 (JST)
- 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)

研究プロジェクト公募の正体

4-2

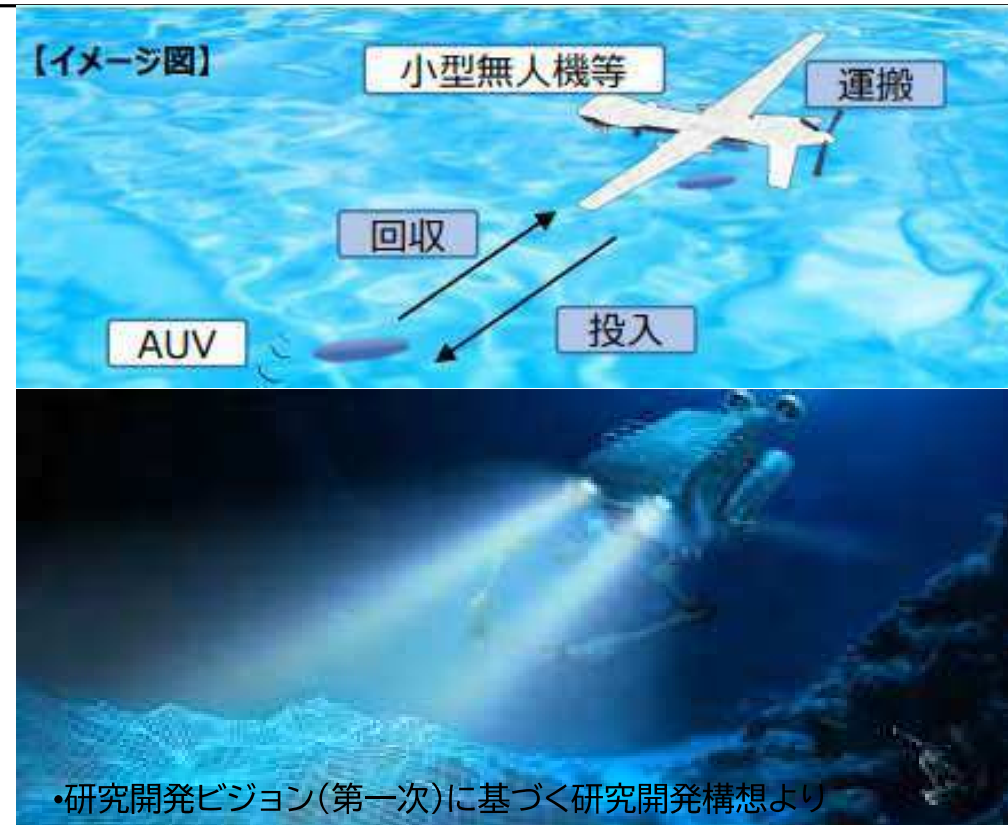
JST（科学技術振興機構）

「無人機技術を用いた効率的かつ機動的な自律型無人探査機（AUV）による海洋観測・調査システムの構築」

■研究開発構想（プロジェクト型）5年程度で80億円

（AUV：自律型海中ロボット・水中探査機）

「新たな可能性を有する海洋資源開発や海洋エネルギー開発への期待も踏まれば、海洋における脅威・リスクをはじめとする海洋状況の早期把握が肝要である。」



公募要項から

4－3

JST「災害・緊急時等に活用可能な小型無人機を含めた運行安全管理技術」に関する研究開発構想（プロジェクト型）

- ① 運行安全管理技術：1 課題あたり最大50億円程度（間接経費含む）
- ② 小型無人機技術：1 課題あたり最大5億円程度（間接経費含む）

「無人航空機（ドローン等）の活用が進み…公的利用において災害・緊急時をはじめ利活用の広がりが想定されるほか、民生利用においても物流、輸送、インフラ検査など様々な利活用が想定され、その実現に向けては、無人航空機の安全で利便性の高い利活用を確保する必要がある。」

PD：大林 茂（東北大学流体科学研究所教授）



https://mamor-web.jp/_ct/17583919

公募要項から

4-4

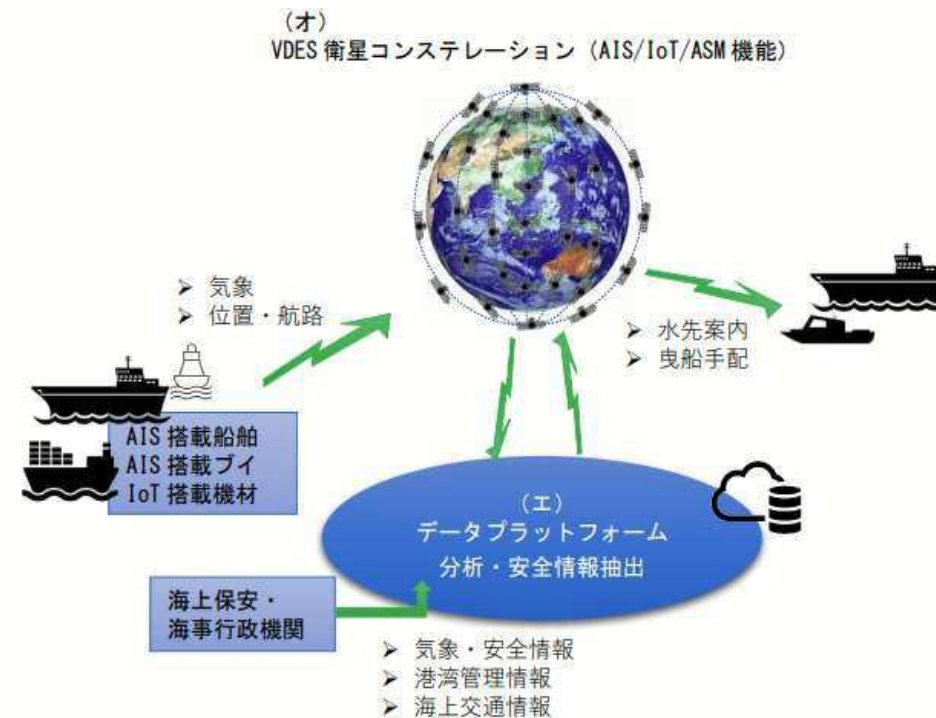
NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）

船舶向け通信衛星コンステレーションによる

海洋状況把握技術の開発・実証」8年間で147億円

「我が国の安全保障活動において、海洋における脅威・リスク等の早期察知に資する情報収集体制に関連して、「すべての船舶の動静が把握されている状況ではない」現状を抜本的に改善する宇宙インフラを活用した自律的な海洋状況把握（MDA、Maritime Domain Awareness）能力」

PD 中須賀真東京大学大学院工学系研究科教授任命



NEDOのHPより

図2 VDES 衛星による海上交通安全、港湾・物流管理等の業務

公募要項から

4-5

NEDO 「光通信等の衛星コンステレーション基盤技術の開発・実証」 8年間で60億円

「宇宙領域における通信・観測・測位を担う衛星コンステレーションは、防衛、海洋、防災、環境など様々な分野での利用拡大が見込まれていることから、宇宙通信インフラを他国に依存することなくこれを自律的に構築する能力をもつことは重要」

PD：中須賀真一東京大学大学院工学系研究科教授任命



NEDOのHPより

図1 本研究開発で想定する衛星光通信ネットワークシステム

公募要項から

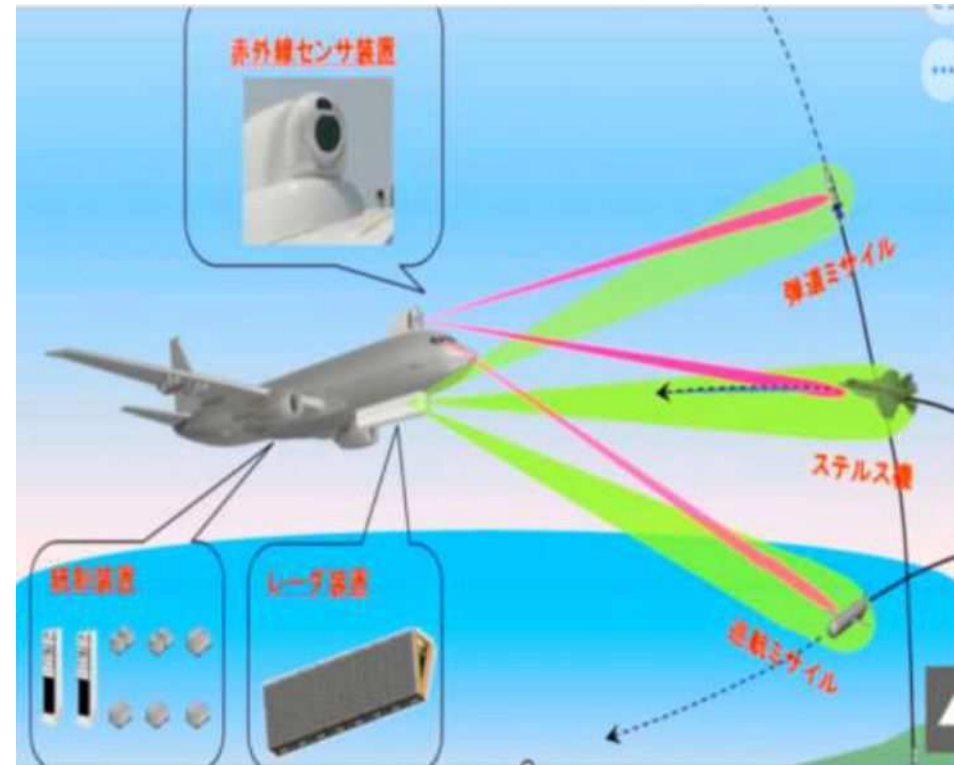
電子情報学会HPより

NEDO

**「高感度小型多波長赤外線センサ技術の開発」
6年間で50億円**

「多波長赤外線センサを構成する重要要素技術である赤外線検出器は、その熱源探知能力から弾道ミサイルや高速飛翔体の発射検知及び追尾、また暗視センサとして安全保障用途で使用することができます。」

PO：中須賀真一東京大学大学院工学系研究科教授任命



防衛省電子装備研究所HPより

公募要項から

5. 防衛装備庁の 公募の現状

安全保障技術研究推進制度

5-1

防衛装備庁①

安全保障技術研究推進制度の推移

表1 機関別採択件数(代表・分担)，応募件数の推移

	機関別\年度	2015	2016	2017		2018		2019		2020		2021		2022		総計	
				代表	分担	代表	分担	代表	分担	代表	分担	代表	分担	代表	分担	代表	分担
採択 件数	大学等	4	5	0	5	3	3	3	1	2	0	5	2	0	2	22	13
	公的機関等	3	2	5	4	7	3	7	3	10	1	5	4	12	8	51	23
	企業等	2	3	9	7	10	10	11	12	9	8	13	8	9	8	66	53
	計	9	10	14	16	20	16	21	16	21	9	23	14	21	18	139	89
応募 件数	大学等	58	23	22	12	9	9	9	9	12	11	11	11	156			
	公的機関等	22	11	27	12	33	40	30	36	211							
	企業等	29	10	55	49	59	71	49	55	377							
	計	109	44	104	73	101	120	91	102	744							

(注1) 2019年度は1次と2次を合算した。
(注2) 2017年度以降はS,A,B区分，2018年度からはS,A,C区分となったが区分の集計は省略してある。
(注3) 同じ機関から複数の応募があれば複数の機関と数えた。採択件数も同様。

表2 複数回採択された大学

大学名	採択回数
豊橋技術科学大学	2
大阪市立大学	2
東京農工大学	4
東海大学	2
大分大学	2
岡山大学	2
合計	14

代表・分担（2015年度～2021年度集計）

防衛装備庁②

安全保障技術研究推進制度の推移

表3 安全保障技術研究制度 機関別採択の推移(2015～2021)

年度	件数	大学名
2015	5	神奈川工科大学, 東京電機大学, 豊橋技術科学大学, 東京工業大学, 九州工業大学★
2016	6	大阪市立大学, 東京理科大学, 東京農工大学, 北海道大学, 山口理科大学, 岡山理科大学★
2017	5	東京工科大学★, 東京農工大学(2)★, 岡山大学★, 東海大学★
2018	6	大分大学, 桐蔭横浜大学, 日本大学★, 東京農工大学★, 東海大学★, 岡山大学
2019	4	山口大学, 筑波大学(二次採択), 大阪市立大学, 大学名不明★
2020	2	情報セキュリティ大学院大学, 玉川大学
2021	7	豊橋技術科学大学, 岡山大学, 宇都宮大学, 大分大学, 千葉工業, 大学名不明(2)★
計	35	
年度	件数	公的研究機関等
2015	4	理化学研究所, 宇宙航空研究, 宇宙航空研究★, 海洋研究、
2016	3	物質・材料研(2), 海上・港湾・航空研★
2017	9	物質・材料研, 物質材料研★, 宇宙航空研(3), 産業技術総研(2)★, 情報通信研, 海洋研★
2018	10	海洋研, 海洋研★, 理化学研(2), 物質・材料研(3), 物質・材料研(2)★, 宇宙航空研
2019	10	宇宙航空研, 物質・材料研(5), 海上・港湾・航空研, 研究機関名不明(3)★
2020	10	海洋研, 物質・材料研(3), 理化学研(2), 宇宙航空(2), 海上・港湾・航空(2)
2021	9	海洋研, 理化学研, 量子科学技術, 海上・港湾・航空技術研, 物質・材料研究, 研究機関名不明(4)★
計	55	

大学分担研究が多い
国立研究機関は総出

防衛装備庁③

安全保障技術研究推進制度の推移

年度	件数	企業等
2015	2	富士通、パナソニック、
2016	4	レーザー技術総研，日本電気，三菱重工★，日本ペイントマリン★，
2017	16	IHI，東芝(2)★，四国総研，富士通，三菱重工★，電力中研★，レーザー技術総研★，トクヤ★，東芝マテリアル，パナソニック、日立(2)，ファインセラミックセンター，五鈴精工硝子★，トーカロ★
2018	20	超高温材料研センター，超高温材料研センター★，パナソニック，富士通，富士通★，FLOSFIA，三菱電機，レーザー技術総研★，三菱重工，三菱重工(2)★，海洋工学研★，ニチモウ★，エアメンブレン★，超電導センシング技研，ノベルクリスタルテクノロジー，サイエンスソリューションズ，東芝マテリアル，佐藤工業★，ワイティ★
2019	24	エスシーティー，全国水産技術者協会，東レ，クラスターダイナミクス，トリマトイス，マクセル，GSIクレオス，国際電気通信基礎技研，日立(2)，マイクロマシンセンター，企業名不明(13)★
2020	9	ノベルクリスタルテクノロジー，ファインセラミックスセンター(2)，リチエルカセキュリティ，センシングファクトリー，東レ，東レリサーチセンター，リューテック，ワイティ
2021	21	アイヴィス，国際電気通信基礎技術研究所(2)，東芝，ナカシマプロペラ，日本共産党，ANSeeN，川崎重工(2)，東京計器，ファインセラミックセンター(2)
計	96	

(注1) ★印は研究分担機関(2015～2017年の再委託機関を含む)，東京工業大学は「軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究の実施についての適切性に配慮」のため、採択後の採択はない。

(注2) 同一機関から複数採択されている場合には複数の機関としてカウントする。

(注3) 研究代表機関名には分担，再委託契約機関名を含む。2015年，2016年の採択発表時には研究分担者はいなかったが，日本共産党の質問に対する回答書では再委託という形で研究分担者があったことが知れたので加えてある

(<http://www.jcp.or.jp/akahata/aik17/2018-01-15/20180111-anzenhosyokaito.pdf>)。

大学発ベンチャー企業
スタートアップ企業

国費による委託研究＝競争的研究費一覧

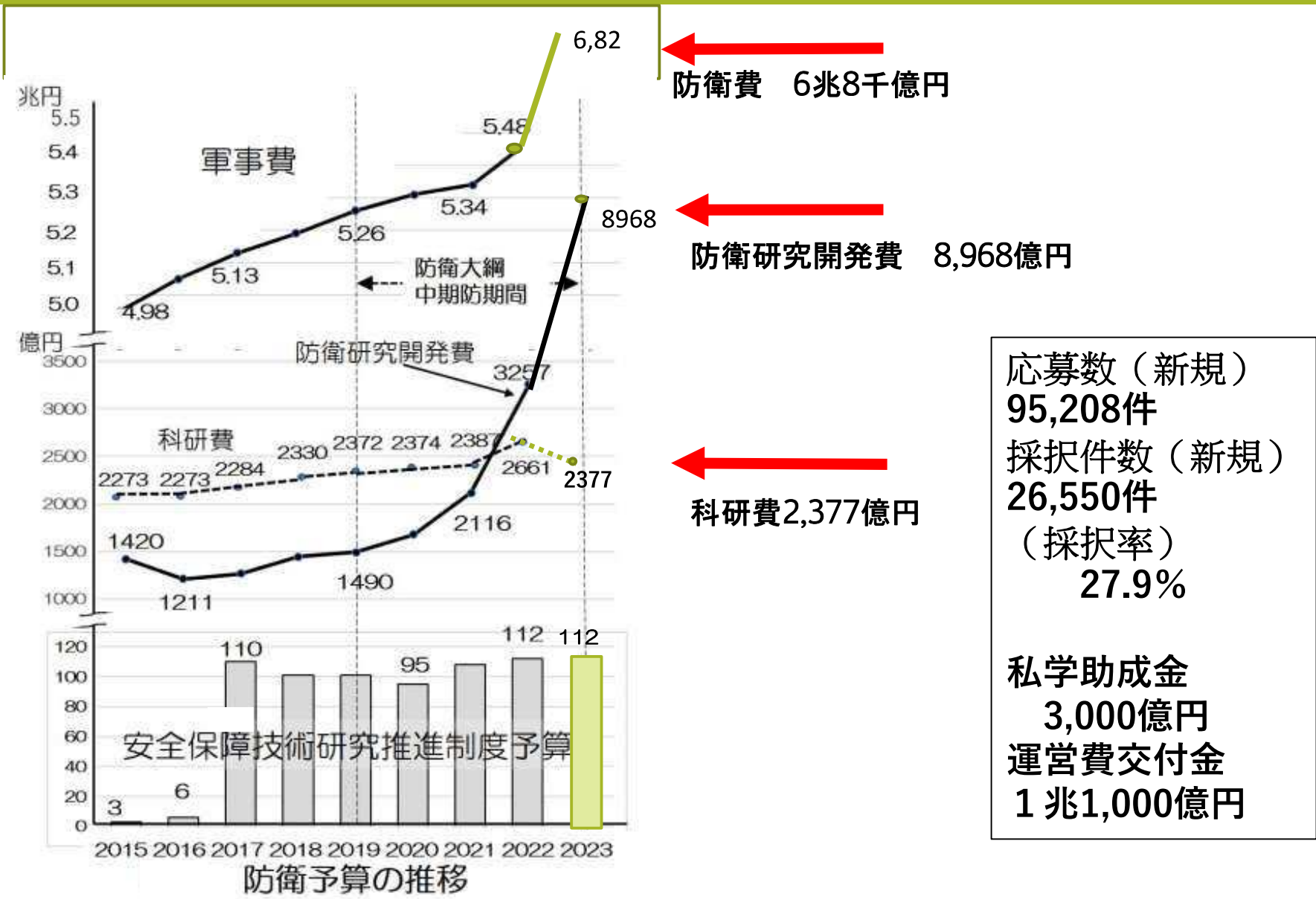
稼げる大学、稼げる研究開発
→ 課題解決型 → 創意に溢れた研究の枯渇

各省別競争的研究費制度の数と2022年当初予算			
府省名	担当機関数	制度数	予算額 (百万円)
内閣府	2	3	189
総務省	3	7	28,937
文科省	12	26	370,710
厚労省	2	3	52,969
農林水省	2	10	5,428
経産省	4	85	173,201
国交省	1	2	310
環境省	2	2	5,384
防衛省	1	1	9,978
計	29	139	647,106

トマホーク400発 2,113億円
イージス艦 1隻2,000億円

令和5年度予算 各府省の概算要求書より井原作成

5-5



防衛白書各年度、科学技術白書各年度から井原作成

6. 大軍拡の7本の柱

先進技術の軍事動員

大軍拡安保 3 文書

- 憲法・立憲主義の破壊・内閣密室政治
- 反撃能力という欺瞞
- 価値観を共有する同志国・同盟国の軍事ブロック形成
- 仮想敵国から敵国へ→中国、ロシア、北朝鮮
- 外交努力の放棄・平和主義・国際協調主義の否定
- 国のあり方を変えた 3 文書

矢継ぎ早に出てくる閣議決定
行政主義→ファシズムの危機

6－2

■ 国家防衛戦略（NDS） 元「国家防衛大綱」

おおむね10年の見通し

■ 防衛力整備計画 元「中期防」

おおむね10年後を見据えて来年度から5年後、予算規模43兆円

■ 統合防空ミサイル防衛能力の抜本的強化

7+2本の柱

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) スタンド・オフ防衛能力 | (5) 指揮統制・情報関連機能 |
| (2) 総合ミサイル防空能力 | (6) 機動展開能力 |
| (3) 無人アセット防衛能力 | (7) 持続性・強靱性 |
| (4) 領域横断作戦能力 | |
- 「防衛整備計画」
- (8) 防衛生産・技術基盤、(9) 人的基盤

統合防空ミサイル防衛(IAMD)（島嶼防衛）

図表Ⅲ-1-2-8 総合ミサイル防空のイメージ図



6-4 (1) スタンド・オフ 防衛能力



NHK NEWS WEB 2022.10.28



「NHK政治マガジン」 2022.10.13 より

日本の領域に向けてミサイルが発射された場合には…

- 人工衛星やレーダーで瞬時に探知し、直ちに落下地点を予測。
- 数分以内に、国民に警報を発して、避難を呼びかけ。
- 発射されてから総理の判断を仰いでいては間に合わないため、現場指揮官が躊躇なく迎撃できる仕組みを整備済。（自衛隊法82条の3）



防衛省・自衛隊HP 「ミサイル防衛について」

6-6

(3) 無人アセット 防衛能力



dメニュー ニュース 2022.9.21



SANKEI.COM

↓ ↑

防衛省が導入を検討している無人機
(イメージ)

無人航空機
(UAV)

導入済み

無人地上車両
(UGV)

来年度予算で
経費計上

無人水上艇
(USV)

無人潜水艇
(UUV)

研究
開発中

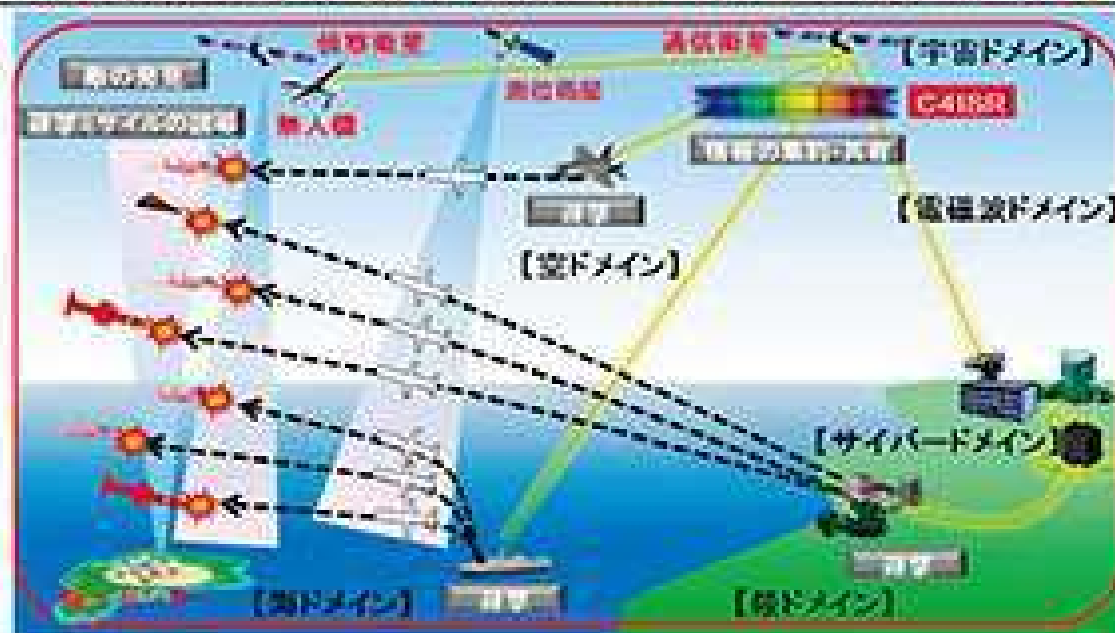
6-7

領域横断作戦のイメージ (例：防空作戦)

これまでの統合運用：各領域（ドメイン）の防空部隊が対処

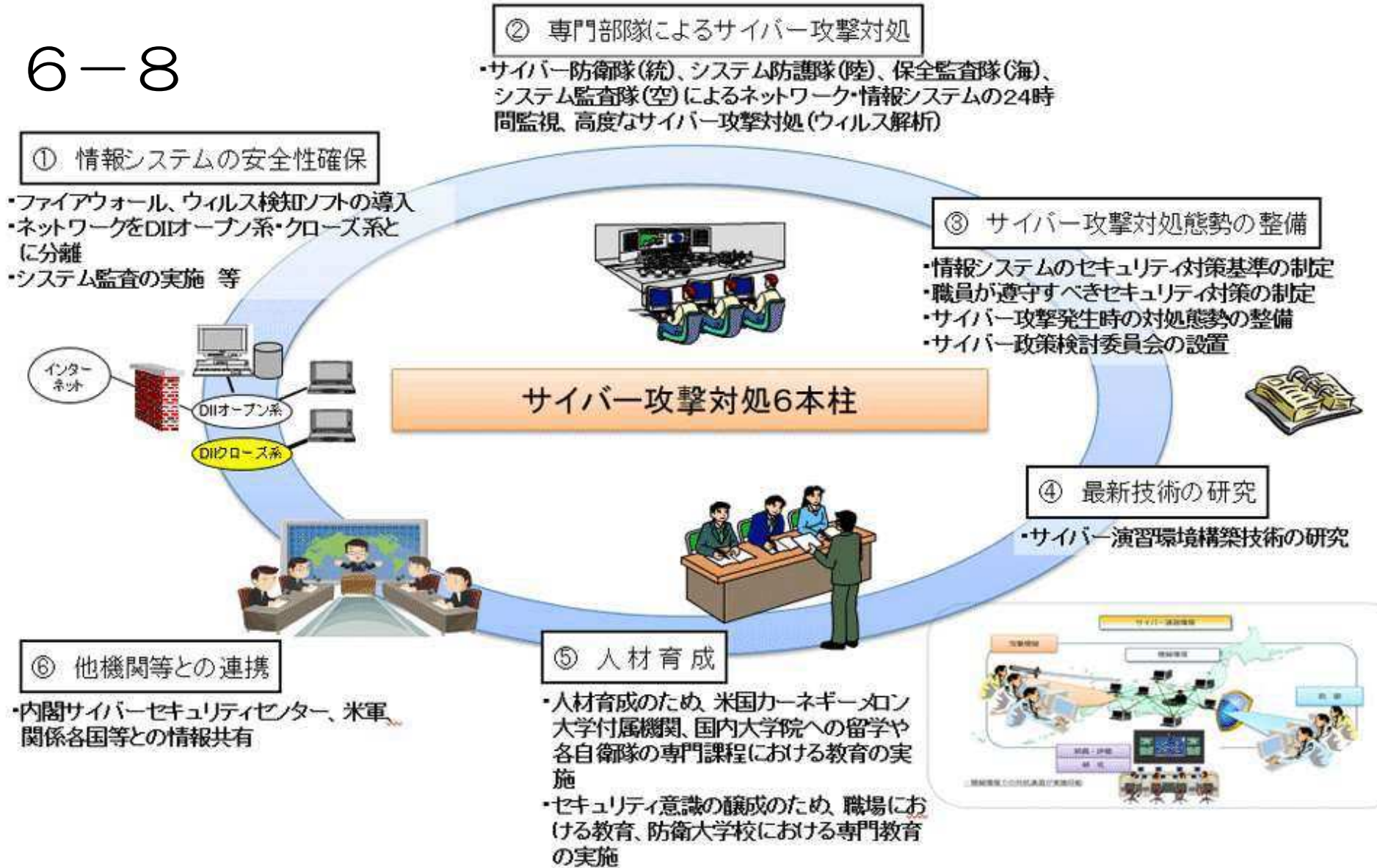


領域横断作戦：各領域の防空部隊が1つの防空システムとして対処



(4) 領域横断
作戦能力

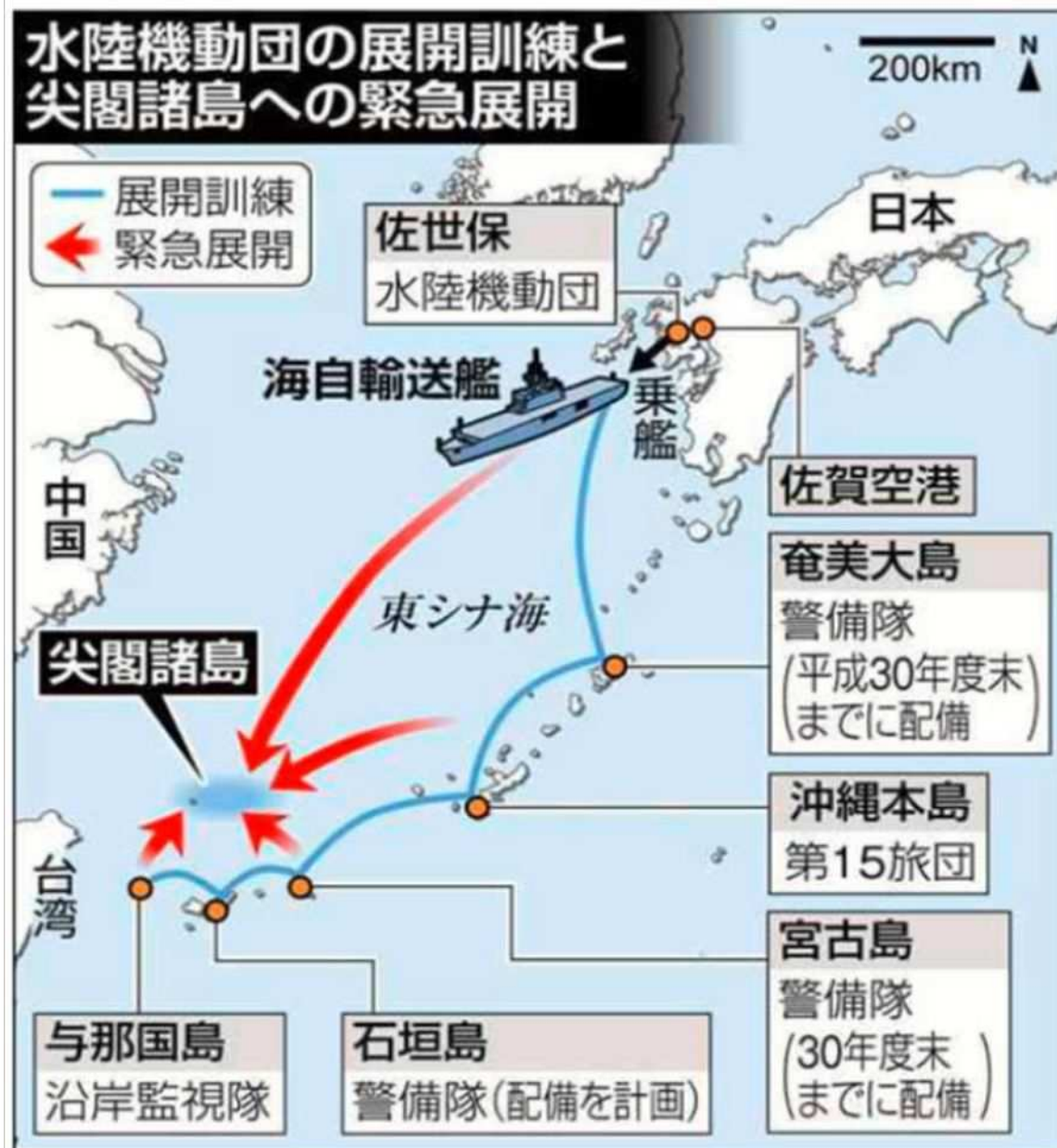
6-8



(5) 指揮統制 情報関連機能

防衛省・自衛隊におけるサイバー攻撃対処に係わる施策

防衛省・自衛隊HP「自衛隊のサイバー攻撃への対応について」より



『産経新聞』 電子版 2018.8.6.

(6) 起動展開能力

6-10

(7) 持続性 ・ 強靱性



与那国駐屯地の火薬庫『琉球新報』
(Web版 2019年5月29日 10:28)



沖縄・米軍辺野古弾薬庫で大規模な「機能強化」工事（新藤
健一） - 週刊金曜日編集部 2019年6月1日 18時11分

(8)防衛生産・技術基盤
(9)人的基盤



■ **国家安全保障戦略** (NSS)

■ **国家防衛戦略** (NDS)

■ **防衛力整備計画**

■ **兵器開発と兵器生産、兵器輸出、そして
その運用の指示書**

■ **排他的な対中国包囲網の軍事ブロック形成
に貢献し、同志国・同盟国と連携し日本を
戦争に総動員する「実戦」の書**

■ **民間先端技術軍事動員の書**

■ **セキュリティクリアランス、秘密特許による
研究の自由・発表の自由の規制**

■ **自衛隊が海上保安庁を指揮する 警察権の掌握**

卑屈なまでの対米従属

日米安全保障協議委員会(「2+2」)共同発表 (2022.1.7)

- 「人工知能、機械学習、指向性エネルギー及び量子計算、重要な新興分野」
- 「極超音速技術に対抗するための将来の協力」
- 「共同研究、共同開発、共同生産、及び共同維持並びに試験及び評価に関する協力」
- 「調達合理化及び防衛分野におけるサプライチェーンの強化 12式地对艦誘導弾」に関する協力を強調

7. セキュリティ クリアランス(SC)の法制化

有識者会議の検討
から見えてきたもの



東京都発行

7-1

日米軍事技術の共同開発にかかせない セキュリティクリアランス（SC）の法制化 －研究者・大学・研究機関・企業の監視システム－



PC-3 市ヶ谷の防衛省内
(井原撮影)

秘密保護法

セキュリティクリアランス

スパイ防止法

→ ‘いつか来た道’

7-2

資料3

**経済安全保障分野における
セキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議**

令和5年2月22日
内閣官房

(別紙)

経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する
有識者会議 構成員

(五十音順)

梅津 英明	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士 経産安保辣腕弁護士
北村 滋	北村エコノミックセキュリティ 代表
久貝 卓	元警察官僚、元国家安全保障局長 経済安保推進、SC推進 日本商工会議所 常務理事
小柴 満信	経済同友会 副代表幹事
境田 正樹	TMI 総合法律事務所 パートナー弁護士 元東大理事、元スポーツ審議会委員
鈴木 一人	東京大学公共政策大学院 教授
富田 珠代	日本労働組合総連合会 総合政策推進局総局長 経産安保法推進論者 自動車総連、金融審議委員
永野 秀雄	法政大学人間環境学部 教授
原 一郎	秘密保護法賛成・チェック機関の創設 一般社団法人 日本経済団体連合会 常務理事
細川 昌彦	明星大学経営学部 教授
渡部 俊也	元経産省貿易管理部長 東京大学未来ビジョン研究センター 教授 知財学会会長・産学連携

- 経済安全保障推進法の附帯決議や国家安全保障戦略を踏まえ、セキュリティ・クリアランスを含む我が国の情報保全の強化に向けた検討を進める必要。

経済安全保障推進法の附帯決議

衆議院内閣委員

十四 国際共同研究の円滑な推進も念頭に、我が国の技術的優位性を確保、維持するため、**情報を取り扱う者の適性について、民間人も含め認証を行う制度の構築を検討した上で、法制上の措置を含めて必要な措置を講ずること。**

参議院内閣委員

二十一 国際共同研究の円滑な推進も念頭に、我が国の技術的優位性を確保、維持するため、**情報を取り扱う者の適性について、民間人も含め認証を行う制度の構築を検討した上で、法制上の措置を含めて必要な措置を講ずること。**

国家安全保障戦略（令和4年12月16日 国家安全保障会議決定・閣議決定）

VI 我が国が優先する戦略的なアプローチ

2 戦略的なアプローチとそれを構成する主な方策

(5) 自主的な経済的繁栄を実現するための経済安全保障政策の促進

Ⅰ （前略）また、**主要国の情報保全の在り方や産業界等のニーズも踏まえ、セキュリティ・クリアランス**

「経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議」2023.2.22 資料より

我が国の情報保全の枠組みの例

□ 我が国では、政府・民間それぞれが持つ機微な情報の保護について様々な場面・態様に応じた枠組みが存在。

	枠組み	概要
政府が持つ情報	国家公務員法	■ 職務上知ることのできた秘密を守る義務（守秘義務）について規定 ※漏えい時の罰則あり
	情報公開法	■ 行政文書の開示請求があった際、不開示となる情報の類型（国の安全、犯罪の予防など）を規定
	公文書管理制度	■ 「行政文書の管理に関するガイドライン」において、秘密文書（特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（極秘文書・秘文書））の管理等について規定
	特定秘密保護法	■ 我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるもの（特定秘密）の保護について規定 ※特定秘密の取扱者に対する適性評価、漏えい時の罰則あり
	防衛上の情報保全	■ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法に掲げる米国から供与された装備品等の性能等（特別防衛秘密）の保護について規定 ■ 国の安全又は利益に関わる事項であって、関係職員以外に知らせてはならないもの（秘）の保護について規定 ※いずれも秘密取扱い資格の確認、漏えい時の罰則あり（現在提出中の法案において契約事業者が取扱う装備品等秘密に係る守秘義務についても規定）
民間が持つ情報	安全保障貿易管理	■ 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる特定の貨物の輸出や技術の提供を行おうとする者に対し、外為法に基づき許可取得を義務付け ※罰則あり
	不正競争防止法	■ 事業者が持つ秘密情報（営業秘密）が不正に持ち出された場合等の法的保護について規定 ※罰則あり
	技術情報管理認証制度	■ 事業者が保有する機微技術情報（研究成果、事業活動に有用な情報等）の適切な管理を担保し流出を防止するため、技術等情報を適切に管理している事業者を産業競争力強化法に基づき認証
	原子炉等規制法	■ 特定核燃料物質の防護に関する秘密について、原子力事業者・従業員等に対する守秘義務を規定。信頼性確認を行った上で秘密を業務上知り得る者を指定するなどの防護措置を講じることを原子力事業者等に義務付け ※守秘義務違反及び防護措置に係る是正命令違反に対する罰則あり

経済安保法

日本の特定秘密保護法

【特定秘密保護法】 特定秘密を取り扱う業務に従事する者を，適性評価によって特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者に限定（第11条）

- ① 暴力的な政府転覆活動・テロ等への関与
- ② 外国との関係
- ③ 犯罪歴
- ④ 民事訴訟歴
- ⑤ 情報通信関係の比違歴
- ⑥ 物の濫用
- ⑦ 精神の健康状態
- ⑧ アルコールの影響
- ⑨ 信用状態
- ⑩ 知人の連絡先家族・同居人に対して氏名，生年月日，国籍，住所，社会保障番号等（本人の同意を得て）

【対象者】 行政機関の職員，契約業者の従業者，都道府県警察の職員 ※情報監視審査会

セキュリティ・クリアランス有識者会議 「中間論点整理（骨子）」（2023年6月6日

1. セキュリティ・クリアランス制度に関する必要性
2. 新たな制度の方向性
3. 具体的な方向性
4. その他

1 セキュリティ・クリアランス制度に関する必要性

セキュリティ・クリアランス制度とは、政府が保有する安全保障上重要な情報として指定された情報（**C I** (Classified Information)）にアクセスする必要がある者（政府職員及び必要に応じ民間事業者の従業者等）に対して、政府による調査を実施し、当該者の信頼性を確認した上でアクセスを認める制度。

2 新たな制度の方向性

- (1) C I を念頭に置いた制度
- (2) 主要国との間で通用する実効性のある制度
- (3) 政府横断的・分野横断的な制度の検討
セキュリティ・クリアランス制度に関する必要性

3 具体的な方向性

- (1) 情報指定の範囲C I を念頭に置いた制度
- (2) 信頼性の確認（評価）とそのための調査
- (3) 産業保全（民間事業者等に対する情報保全）
- (4) プライバシー等との関係
- (5) 情報保全を適切に実施するための官民の体制整備

4 具体的な方向性

- (1) C I 以外の重要な情報の扱い
- (2) 信頼性の確認に係る理解の促進

4 特定秘密の指定

1 行政機関の長（※）は、①別表に該当する事項に関する情報であって、②公になっていないもののうち、③その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定する。

別表

第1号防衛に関する事項

- 第1号（防衛に関する事項）
- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積もり若しくは計画若しくは研究
 - ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
 - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
 - ニ 防衛力の整備に関する見積もり若しくは計画又は研究
 - ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
 - ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
 - ト 防衛の用に供する暗号
 - チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
 - リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
 - ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途

第2号外交に関する事項

- 第2号（外交に関する事項）
- イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの
 - ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針
 - ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報
 - ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
 - ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

第3号特定有害活動の防止に関する事項

- 第3号（特定有害活動の防止に関する事項）
- イ 特定有害活動の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
 - ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報
 - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
 - ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号

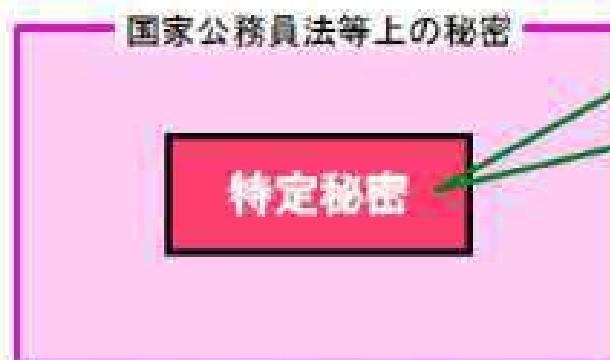
第4号（テロリズムに関する事項）

- 第4号（テロリズムに関する事項）
- イ テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
 - ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報
 - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
 - ニ テロリズムの防止の用に供する暗号

- 2 行政機関の長は、特定秘密の有効期間（上限5年で更新可能）を定め、有効期間満了前においても、指定の要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除。
- 3 指定の有効期間は通算30年を超えることができず、我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ない理由を示して内閣の承認を得た場合に限り、通算30年を超えて延長できる。ただし、この場合であっても、暗号や人的情報源等を除き、通算60年を超えて延長することはできない。
- 4 行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定め、特定秘密が記載された文書に特定秘密の表示をするなど、保護のために必要な措置を講じる。

3 特定秘密保護法のポイント

特定秘密—大臣等が指定—



特定秘密

安全保障に関する情報で

次のいずれかの事項に該当する情報

- ① 防衛
- ② 外交
- ③ 特定有害活動(スパイ行為等)の防止
- ④ テロリズムの防止

に関するものとして
法律で列挙する
事項

公になっていないもの

のうち、

特段の秘匿の必要性があるもの

※ 指定の有効期間は上限5年(更新可能)。通算で30年まで。30年を超える延長には、内閣の承認が必要。

暗号や人的情報源等を除き、60年を超える延長は不可。

※ 内閣総理大臣は、有識者から意見を聴いた上で、閣議決定により、指定等の運用基準を策定。

※ 内閣総理大臣は、必要があれば、指定等の運用について、大臣等に改善を指示。

※ 指定等の運用状況は、毎年、有識者に報告するとともに、その意見を付して、国会に報告・国民に公表。

特定秘密の取扱者の制限

適性評価をクリアした者のみが特定秘密の取扱いの業務を行う

行政機関内外で特定秘密を提供し、共有するための仕組みの創設

特定秘密を漏えいした者等を処罰(懲役10年以下等)

※ 本法を拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由十分に配慮しなければならない旨を規定。

※ 出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とする旨を規定。

7-13 現行

調査事項（法律）

- ①特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項
 - ②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
 - ③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
 - ④薬物の濫用及び影響に関する事項
 - ⑤精神疾患に関する事項
 - ⑥飲酒についての節度に関する事項
 - ⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- ※①には、家族（配偶者・父母・子・兄弟姉妹、配偶者の父母及び子）及び同居人の氏名・生年月日・国籍・住所を含む

調査の実施（運用基準）

- 本人による質問票
- 必要に応じ旅券の写し等
- 上司等の本人をよく知る者による調査票

↓ 疑問が生じた場合

- 上司、同僚その他知人への質問
- 人事管理情報による確認
- 本人に対する面接

↓ これらを行っても疑問が解消されない場合

- 公務所・公私の団体への照会

特定秘密の指定の状況等

2 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数

行政機関の職員等の数

- 適性評価の結果、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる行政機関の職員等の数は、令和元年以降概ね約13万人で推移
- 令和3年末時点における内訳は、内閣官房885人、警察庁3,558人、公安調査庁245人、外務省1,229人、防衛省122,282人、防衛装備庁890人。経済官庁は、総務省73人、財務省219人、経産省144人。

適合事業者の従業者の数

- 適性評価の結果、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる適合事業者の従業者数は令和元年以降概ね約3,000人台で推移。
- 令和3年末時点における内訳は、内閣官房1,060人、外務省38人、文部科学省20人、防衛省952人、防衛装備庁1,374人。

※特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数。()内は内数で適合事業者の従業者数を指す。

行政機関名	令和3年末	行政機関名	令和3年末	行政機関名	令和3年末	行政機関名	令和3年末
内閣官房	1,945 (1,060)	法務省	23 (0)	水産庁	52 (0)	防衛省	123,234 (952)
内閣法制局	3 (0)	入管庁	36 (0)	経済産業省	144 (0)	防衛装備庁	2,264 (1,374)
内閣府	107 (0)	公安調査庁	245 (0)	エネルギー省	14 (0)	合計	134,297 (3,444)
警察庁	3,558 (0)	外務省	1,267 (38)	国土交通省	100 (0)		
金融庁	9 (0)	財務省	219 (0)	気象庁	12 (0)		
消費者庁	16 (0)	文部科学省	97 (20)	海上保安庁	754 (0)		
総務省	73 (0)						
消防庁							

「経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議」 2023.5.26資料より

適正評価の基本的考え方

- ア 情報を自ら漏らすような活動に関わることがないか
- イ 情報を漏らすよう働き掛けを受けた場合に、これに応じるおそれが高い状態にないか
- ウ 情報を適正に管理することができるか
- エ 規範を遵守して行動することができるか
- オ 自己を律して行動することができるか
- カ 職務の遂行に必要な注意力を有しているか
- キ 職務に対し、誠実に取り組むことができるか

「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」 p.30 より

7-16 一 特定有害活動（公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。別表第3号において同じ。）及びテロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。同表第4号において同じ。）との関係に関する事項（評価対象者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。））、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所を含む。）

二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項

四 薬物の濫用及び影響に関する事項

五 精神疾患に関する事項

六 飲酒についての節度に関する事項

七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」p.307 より

8. 日米のSC制度と研究者

【原爆開発】

クラウド・フックス、ローゼンバーグ夫妻事件
1951 年以降は軍事研究以外に機密指定を拡大

【機密指定】

大統領令第 13526 号

「国家安全保障に関連する科学的，技術的又は経済的事項に関する情報」（第14 条(e)）

連邦政府は，研究内容がこの大統領令に該当する場合，研究は機密指定を受け，これに従事する 研究者はセキュリティクリアランスの取得が必要．

米国のセキュリティクリアランス（SCと略）

■ 「連邦政府の直接雇用者、民間請負業者の個人が秘密情報を取り扱う適性があることを政府が認定すること」

■ 「連邦政府の職員もしくは連邦政府と連携する民間事業者の資格」

1) 機密指定制度

2) 大統領令 第12968号 (クリントン大統領) 1995. 8
第13526号 (オバマ大統領) 2009.12

3) 申請に三つのランク

(Top Secret最高機密、Secret極秘、Confidential秘)

出典：「セキュリティー・クリアランス・プロセスよくある質問」 米国議会調査局
<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R43216/7>

8-3

誰が調査を行うのか

米国：国防カウンターステリジエンス・保全庁が一元的に実施+CIA、FBI

①暴力的な政府転覆活動・テロ等への関与

②外国との関係

③犯罪歴

④民事訴訟

⑤情報通信関係の非違歴

⑥薬物の濫用

⑦精神の健康状態

⑧アルコールの影響

⑨信用状態

⑩知人の連絡先、家族・同居人に対して氏名、生年月日、国籍、住所、社会保障番号等、申請者本人との面談、友人や同僚、家主、隣人等への照会やポリグラフ検査を実施する行政機関もある。さらにソーシャルメディアの情報活用まで行われることがある。

申請者に関係する広範な第三者の基本的人権をも侵害するような内容

協力先

・法務省

・公安調査庁

・内閣情報調査室等

米国のSC制度と研究者

- ① 科学技術の発展に研究成果の自由な発表やオープンな研究環境が不可欠
- ② 明らかに国家安全保障と関係のない基礎的な研究の機密指定を禁止
- ③ 研究成果が研究コミュニティ内で広く公表・共有されるものを「基礎的研究（Fundamental Research）」と定義し、その成果は原則として政府による公開制限を受けない
- ④ 大学では機密指定された研究を一般のキャンパス内で行うことを禁止

⑤物理的に隔離された研究施設でSCを受けた研究者，管理者，建物で研究実施

⑥研究成果の公開の制限

⑦業績評価の機会がなくなる1982年全米科学アカデミー等が設置した研究者委員会が提言機密指定とキャンパス外研究施設使用

2000年代多発テロ事件を契機に生物化学兵器(炭そ菌)など生命科学が機密指定バイオテロ対策

日米共同研究と セキュリティクリアランス(SC)

- 2020.12.6 セキュリティクリアランスの提起；
「提言「経済安全保障戦略」の策定に向けて」自由民主党政務調査会新国際秩序創造戦略本部、,pp.15-16.
- 2021.6.10 「産業構造審議会 通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会中間報告」
機微技術に関する統合的アプローチ
 - ① 機微技術の流出防止策（「守る」）
 - ② 機微技術を保有する主体やその機微技術情報の適切な把握（「知る」）
 - ③ 我が国の技術優位性を更に伸ばすとともに、技術の脆弱性を解消していく施策（「育てる」）の重要性を確認.

8-7

■米国のSCシステムに倣う制度づくり

- ・日米兵器共同開発・日米兵器及び兵器体系のシームレス化対応
- ・米国からの強い要求（日米安全保障協議委員会2+2）

■機密レベル3段階 米国同様⇒最高機密・極秘・秘（ / CUI）

■特定秘密保護法を本格的SC制度へ転換

- ・対象者の拡大（民間人・研究者・技術者・事業者・SC保有者の上司及び管理者）研究者の発表の自由はく奪、研究環境の隔離⇒防衛研究所、シンクタンク、DARPA型研究所が受け皿
- ・特定秘密の拡大 ⑤特定重要物質・サイバーセキュリティ・インテリジェンス⑥基盤インフラ⑦先端機微技術・デュアル技術⑧秘密特許関係等々

■適正評価の拡大・人権侵害の拡大と監視社会の出現

■罰則の厳罰化（10年）

■情報保全の各種枠組みの連携・強化

■官民癒着、民の忖度、国際協調主義的事業活動の縮小

経済安保法➡SC制度

SC制度導入により対象者、罰則規定と量刑の増加

対象者の増加：科学者・技術者、管理者（CEO） 民間人

○最高機密 (Top Secret)

○極秘 (Secret)

○秘 (Confidential)

○管理された格付け情報(CUI) (Controlled Unclassified Information)

米国：科学者・技術者には最高機密

SC保有の研究者・技術者は施設SCやSCを許容しうる企業・研究機関への転職（防衛研究所、シンクタンク、DARPA型研究所が受け皿）、研究発表の自由なし対応給与優遇？

National Security Adjudicative Guidelines <https://www.state.gov/security-clearances>

セキュリティクリアランス、外交安全保障局

公益財団法人 国際文化会館 地経学研究所 (IOG)
経済安全保障に関する 100 社アンケート
調査結果に関する主要データ (暫定)

回答総数：79 社 (研究機関等も含む)

調査期間：2022 年 12 月～2023 年 1 月

※回答企業一覧および記述回答については 2023 年 3 月に公開予定。

<https://apinitiative.org/GaleyudaTuFo/wp-content/uploads/2023/02/100%E7%A4%BE%E3%82%A2%E3%83%B3%E3%82%B1%E3%83%BC%E3%83%88%E5%85%A8%E4%BD%93%E7%89%88-2.pdf>

8-10

『東洋経済』SC制度は喫緊の課題」

東洋経済Web 2月6日「日本の経済安全保障」主要100社が答えた実状」

← ↺ 🔒 <https://toyokeizai.net/articles/-/650258?page=3> 🔊 🔍 ☆

「日本の経済安全保障」主要100社が答えた実状

推進法とウクライナ情勢を受けた影響や方針は？

🗨️ 1～ 🗨️ 27 🗨️ 28 🗨️ 29 🗨️ 30

地経学ブリーフィング 👤 著者フォロー 2023/02/06 7:00

セキュリティ・クリアランス制度の導入は喫緊の課題

現在議論されているセキュリティ・クリアランスとは、政府職員のみならず企業等の民間人を含め、機密情報等に触れることができる関係者を審査のうえで取扱資格を付与する制度であり、これにより、例えば最先端技術についてセキュリティ・クリアランス保持を要件とするような海外との共同研究開発が可能になるメリットがあるとされる。

<https://toyokeizai.net/articles/-/650258?page=3>より作成

8-11

13. 日本にセキュリティ・クリアランス制度が必要だと思いますか。(75 件の回答)



8-12

14. 日本に現状セキュリティ・クリアランス制度がないことにより、参画することのできなかった案件や会議などがありますか。当てはまるもの全てをお選びください。(71 件の回答)

これまでなかったが、将来的に参画できないことが予想される	56.3%
これまでもなく、今後も特に想定されない	40.8%
他国の企業と組んで他国政府のプロジェクトに参画できない	1.4%
他国の政府が行う事業に入札できない	0%
他国企業との共同研究に参加できない	0%

<https://apinitiative.org/GaleyudaTuFo/wp-content/uploads/2023/02/100%E7%A4%BE%E3%82%A2%E3%83%B3%E3%82%B1%E3%83%BC%E3%83%88%E5%85%A8%E4%BD%93%E7%89%88-2.pdf>

8-13

14. 日本に現状セキュリティ・クリアランス制度がないことにより、参画することのできなかった案件や会議などがありますか。当てはまるもの全てをお選びください。(71 件の回答)

これまでなかったが、将来的に参画できないことが予想される	56.3%
これまでもなく、今後も特に想定されない	40.8%
他国の企業と組んで他国政府のプロジェクトに参画できない	1.4%
他国の政府が行う事業に入札できない	0%
他国企業との共同研究に参加できない	0%

<https://apinitiative.org/GaleyudaTuFo/wp-content/uploads/2023/02/100%E7%A4%BE%E3%82%A2%E3%83%B3%E3%82%B1%E3%83%BC%E3%83%88%E5%85%A8%E4%BD%93%E7%89%88-2.pdf>

参考 1

経済安保法の罰条一覧				
罰 条	項	罰 条	違 反 事 項	罰 則
第93条		第48条第1項	当該物資又はその生産に必要な原材料等の生産、輸入、販売、調達又は保管の状況に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。	提出の求めに係る事務に関して知り得た秘密を正当な理由がなく漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
第95条		第37条	安定供給確保支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由がなく、安定供給確保支援業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。	いずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
	一	第62条第7項（第63条にも重要を含む）	協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。	
		第64条第4項（第63条第5項準用あり）	特定重要技術調査研究機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由がなく、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。	
		第20条	指定金融機関は、供給確保促進業務について、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。	
	一	第38条	安定供給確保支援法人は、安定供給確保支援業務について、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。	
	二	第22条第1項	指定金融機関は、供給確保促進業務の全部又は一部を休止し、又は廃止するときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。	
	三	第40条第1項	安定供給確保支援法人は、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければ、安定供給確保支援業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。	

参考2

第96条	五	第48条第5項	主務大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、指定金融機関に対し、供給確保促進業務に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、指定金融機関の営業所若しくは事務所その他必要な場所に立ち入り、供給確保促進業務に関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
		第48条第6項	主務大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、安定供給確保支援法人に対し、安定供給確保支援業務に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、安定供給確保支援法人の営業所若しくは事務所その他必要な場所に立ち入り、安定供給確保支援業務に関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	
		第48条第7項	主務大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、施設委託管理者に対し、施設委託管理業務に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、施設委託管理者の営業所若しくは事務所その他必要な場所に立ち入り、施設委託管理業務に関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	
		第58条第2項	主務大臣は、第51条（特定社会基盤事業の解除）、第52条（特定重要設備の導入）第6項及び第10項並びに第55条（特定重要設備導入後の等の勧告及び命令）第1項及び第2項の規定の施行に必要な限度において、特定社会基盤事業者に対し、その行う特定社会基盤事業に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、特定社会事業者の事務所その他必要な場所に立ち入り、当該特区等社会事業に関して質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	
第97条		第92条第1項各号		違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
		第93条各号		
		第94条第1項各号		

参考 3

第98条	一	第15条第2項	規定による認可を受けないで供給確保促進円滑化業務実施方針を定め、又は変更したとき。	次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした公庫の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。
	二	第19条第2項	規定による認可を受けないで同条第一項の協定を締結し、又は変更したとき。	
第99条		第34条第4項		その違反行為をした安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。
		第43条第3項で読み替えて独法人通則法第47条違反して運用		

ご清聴
ありがとう
ございました